



327
152_A

5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

始



岡野義三郎著

倫理學輯要

東京
大阪
寶文館藏版

大正
2. 10. 7
丙交

序

學問研究に當りて著實熱心なるべきは言ふまでもなき事なれども、倫理學の研究に於て特に其切要なるを覺ゆるなり、斯學を研究するに當りては道德現象に關して豊富なる知識を有するのみならず、其研究の根柢に於て善を行ひ徳を積む覺悟固からざるべからず、道德現象を知ること淺くして倫理學を論ずれば、其説を構ふるこそ如何に巧なるも畢竟砂上の樓閣に過ぎず、善を行ひ徳に進まんこそする覺悟なき者は學説を假りて非を飾るの口實となし、若くは自己の陋劣なる心事所行を蔽はんがために特に説を設くるに至る、予は斯學を研究する人が誠實熱心、道に進み徳を修めん覺悟あるべき事を希望

二
するに共に、此書を編するに當り決して奇を求め新を衒ふことをなさず、古聖先哲の書を讀み恩師先輩の所説に聞きて、深く自から信ずる所を忠實に叙述し、初めて斯學に志すものために津渠たらしめん事を期したり、
國情を異にし歴史を異にするため、吾邦人の倫理道德に關して懷抱する疑問は、歐米人のそれと異なる所あり、隨ひて吾邦の青年に授けんとする倫理道德の説明叙述は其材料に於て、其問題に於て、尠ならず歐米學生のためにせるものと趣を異にせざるを得ず、歐米の大家が初學のために著はしたる倫理學書によりて吾邦の學生を導く時は、其懷抱する所の疑問に諧はず、其知らんことを適當せざる憾あり、故に予は

此書に於て、年來青年學生に接し、又た世の實務に従事せる人と語りて、其懷抱せる疑問なりと認めしものに對へ、之に解決を與へん事を勉めたり、頃來倫理學に關する著書甚だ多き時に際し、更に茲に一を加へんとするは此點に於て稍用意を異にするものありと信ずるによる、
哲學、宗教、倫理學等抽象的思索の學問にありては、多くの論争が概念命名の差異に基く事あるは人の知るところなり、加之吾邦の學界にありては泰西學者の所説を參考引用するに當り、譯語の相違より論旨の誤解を招き少なからぬ論争を惹起する事あり、又た東洋の思想に於て古來慣熟し平生使用せる言語にして、歐米學者の用ゆる術語と其義相同じと認めら

四
れ居るものも、精密に論ずれば彼此概念の包容せる範圍を異にするため、甚だしく初學の人を誤り惑はしむるものあり、簡明に此等の術語譯語の意義を解説し言語の使用に基く誤解を避くる事を勉めたりと雖も、尙ほ筆到らず説述完からざる所あり、讀者が能く前後の照應聯絡を察し、意のある所を看取せん事を望むなり。

明治四十二年八月

岡野義三郎識

凡例

- 一、著者が此書を編述するに至りし起因は高等學校の學生に倫理學の大意を授くるに當り教科用に宛てんとするにありき、随つて此目的のために特に意を用ゐたる所あれども、其は一般の倫理學研究者に參考の資に供するに於て、決して妨なしと信ず、
- 一、學者の生卒時代を記入するに當り、對照の便宜のため、東洋西洋の學者とも總て之を西曆基督降誕紀元にて示す事となしたり、紀元前ものはB.C.の略符を用ゆ、
- 一、書中引用せし學者の所説は簡略を旨とし、多くは大意を摘録するに止めたり、
- 一、主なる術語の下に英獨兩國の語を記入したるは、對照の便を圖り併せて譯語の相違に基く誤解を避けんとするにあり、

倫理學輯要目次

第一章	倫理學の定義及び其研究の範圍……………	一
第二章	善惡の標識……………	一〇
第三章	良心……………	一四
第四章	善の語義……………	二〇
第五章	快樂說……………	二五
第六章	理性說、滅智說、及び意志說……………	三七
第七章	快樂と欲望……………	五二
第八章	行爲の目的……………	六七
附	個人と社會との關係……………	一

第九章	至善	……………	七六
	附、再び個人と社會との關係		
第十章	善と幸福	……………	八五
第十一章	善の變遷	……………	九一
第十二章	權利及び義務(本務)	……………	九六
第十三章	確定義務及び不確定義務	……………	一〇七
第十四章	義務の衝突	……………	一一五
第十五章	功績及び罪過	……………	一二九
第十六章	褒賞及び責罰	……………	一二四
第十七章	主觀的善及び客觀的善	……………	一三〇
第十八章	良心の養成	……………	一三三

第十九章	動機と成果	……………	一三九
第二十章	責任及び意志の自由	……………	一四六
第二十一章	徳及び性格(品性)	……………	一五一
第二十二章	團體行爲	……………	一五八
第二十三章	倫理學と哲學及び宗教との關係	……………	一六一

倫理學輯要

岡野義三郎著

第一章 倫理學の定義及び其研究の範圍

如何なる時代、如何なる地方にありても、人は團體をなして生活し、人の云爲行動に關して常に正邪善惡の區別をなせり、此識別を道德判斷 (Moral judgment; moralisches Urtheil) と云ひ、斯く識別せらるる對象を道德態 (Morality; Moralität) といふ、其が人間社會に於ける現象なるを以て又た道德現象 (Moral phenomenon; moralische Erscheinung) といふ、道德現象につきて科學的研究をなし、道德判斷の原理を講究する學を倫理學 (Ethics; Ethik) と稱す、Ethikなる語は其語源によれば希臘語にて風俗習慣を意味する語より來り、風俗習慣の正邪良否を研究する學たる義なり、されどそは唯だ

道德判斷

道德現象

* Morality なる語は善惡正邪の區別を施さるべき道德判斷の對象全體を稱するこ

とあり、或は善と認め正と判せらるべき事相につきてのみ用ゆる事あり、文意前後の連絡によりて適宜に解するを要す

行爲
倫理學の定義

語源につきて言ふのみ、實際斯學は世に行はるる風俗習慣の正邪を論ずるのみならず、人間一般の云爲行動につきて正邪善惡を論じ、義務本務(責任、徳の何たるかを論じ、又た此等の云爲行動をなす人人の性格又は品性 (Character; Charakter) につきて高下善惡を評隲す、されど其人の性格は其云爲行動によりて、察知し得べきものにして、義務と云ひ、責任と云ひ、徳、惡徳といふも皆其云爲行動につきて言ひ得べきものにして、然かも此等の云爲行動は當人が之につきて意識 (Consciousness; Bewusstsein) を有し、其結果を覺知せる時に於て道德判斷の對象となるべく、無意識になりし動作又は他人の力により當人の意志に反して行はしめられしものは正邪善惡を論ずる對象とならざるなり、斯くの如き有意的動作 (Voluntary action; Freiwillige That) を行爲 (Conduct; Handlung) と稱す、此点よりして倫理學は行爲を研究する學なりと云ひ得べし、されど倫理學は行爲の由て起る心理學的又は生理學的原因事情を究明するにあらずして、行爲の道德的價値を論ずるなり、故に倫理學は人間行爲の道德的價値を研究す

る學なりといふも可なり、もとより行爲を論ずると共に性格を論ずる事となるべきが、其關係は後に詳述すべし。

道德現象は人間に限られたるものなり、禽獸草木には善惡を論せず、責任なく義務なし、即ち善惡正邪は自然現象にあらず、人間の評價 (Estimation; Würdigung) によりて定まるものなり、甲某手を以て乙某の水に陥れるを引き上げたり、丙某突然刀を以て丁某を傷けたりといふは事實として、其生理的、心理的若しくは物理的過程を研究し説明し得れども、此は善事なり、彼は悪行なりと區別するは人人が道德現象として其價値を評隲するによりて定まるなり、此点よりして倫理學は道德現象に對する價値評隲の學なること猶ほ美學が美的状態に對する價値評隲の學なるが如し、是故に道德現象は人間に限られたるものにして、禽獸の行動、草木金石の作用につきては道德的價値を評し、責任義務を論ずることなきなり、斯く道德現象は自然現象にあらずと雖も、之がために道德的評價を任意無方針 (Arbitrary; willkürlich) のものと思ふべからず、自然法 (Natural

道德は人間に限らる

Laws; Naturgesetze) に由らずと云ふを以て任意無方針なりと速断するは甚だしき謬見なり、道德現象、道德評價も亦た一定の法則に従ふものなり、天理の語を以て一定の法則を指すものなりとせば、道德現象も亦た人間に通ずる一定の法則に基くものなるが故に天理に遵ふものなり。吾人が生理的存在の條件に一定の法則あるが如く、吾人が社會的生活の條件にも一定の法則あり、此等の法則に照して吾人の行爲に道德的評價をなすなり、若し其精神の状態、身體の組織、生存の條件に於て、全く他の人と異なる者あらば、吾人は其行動云爲に對して道德的評價をなし得ざること、恰も虎豹の動作に對して是非の論をなし、金石草木の作用につきて道德論をなすこと能はざるが如し。されど若し斯の如きものあらば之れ人にあらず、人は他の人人と同様なる精神作用と身體の組織とを有すべく、共に社會をなして生存すべきが故に、其行爲につきて道德的評價をなし得べきなり。

吾人が感覺機關を通じて天然現象を知覺するに當りては、同一事情の下

にありては人人の感覺甚だしく相異なることなきが故に、其知覺は略同一なる事を得べきも、人事に關する評價につきては人人各其見る所を異にすることあり、於是個個の人人の意見よりは多數人の意見に重きを置く事となり、多數人が最も合理 (raisonable; vernünftig) なりとなす所を以て真に近しとなす、多數決による理由は茲にあり、されど思慮を累ね經驗を積みたる上にて初めて價值を判別し得べき事項に對しては、修養なき多數人の意見は却つて大なる誤謬を生ずべければ、衆論は愚論なりとして排斥せらるる事あり。されど如何なる人を思慮あり修養ある識者として選定すべきかは更に議論の問題となるべく、如何なる事項は多數人の評價に任じ、如何なる事項は少數識者の評價に待つべきかも議論の問題となるべし、此等の疑問を解決するには一定の法則を立つること能はず、必ずしも其一方に偏せずして之を包括する妙作用妙手腕によるを要す、之を不離不即の活智見といふ、所謂常識 (Common sense; Gesundsin; Gesunder Menschenverstand) なるものは日常普通の事物に對し多數人の有する活知識を

活智見
常識

指すなり。又た通常事物を區別するに當りて種類の差と程度の差とは全く別事なりと視做し、種類の差は根本的の差別にして、程度の差は同一種類の事物中に於て大小強弱の度を異にするに過ぎずと稱すれども、詳に考ふれば程度の差はやがて種類の差をなす事あるべし、食物の調理に於て鹽と砂糖とを加ふる分量の如何は全く程度の差なりと雖も、其味につきて言はば美味と不味との種類の差と認めらるる事あるべし、道德、政治の方面に於て、行爲上、僅少なる手心の差によりて正邪善惡の區別を生じ、之を生理學若しくは心理學の方面より考ふれば單に程度の差に過ぎざるも、道德、政治の方面にありては種類の差と認めらるる事あり、而して斯かる評價が多數人の意見に従ひて決すべきか、將た少數の識者を待つて決すべきかは、事件の性質如何によりて活知見の判斷に俟つ事となるべし。

自然科学は自然現象を研究して、如何にして顯現し、相互に如何なる關係を有するかを闡明す、即ち『斯くあり』(so, he; sein)といふ事を解明するな

り、倫理學は道德現象の何たるかを研究し解明するに止まらずして、其研究の結果として善惡を區別し、義務の法則を定め、人人の行爲を指導し、一定の準則 (Verhaltensregel) を守らしめんとするなり、即ち單に『斯くあり』といふ研究にあらずして、併せて『斯くあるべき善』(ought to be; sein sollen)を研究し規定する科學なり、吾人は倫理的規定に従はずとも行動し得べけれども、之に違ふ時は人間の行爲として正當ならざるなり、斯かる種類の規定を**規範** (Norm; die Norm) といひ、之を研究する科學を**規範科學** (normative science; Normwissenschaft) といふ、倫理學は規範科學の一なり。

倫理學は人間行爲の規範を研究するものなるが、之と相似て同じく人間行爲の規範を研究するものは**法律** (Law; das Recht) なり、兩者共に人間行爲の規範を研究するものなれども又た其間に大なる差異あり、倫理學は人間として如何なる行爲を善として行ふべきかにつきて標準方針を示し、法律は國家の一員として如何なる行爲をなし得べきか、如何なる行爲は

なさざるべからざるか、如何なる行爲は禁止せらるべきかを規定す、一般に言はば倫理道德の教ゆる所に比して、法律の命する所は狭くして密なる範圍に局限せらるるが故に、倫理道德が命する所の行爲は法律が命する所の行爲を包含すと説けども、詳細の點に於ては然かく簡單に言ふこと能はざるものあり、其關係は後に至りて述ぶべし。

倫理學は科學 (Science; Wissenschaft) なりや、將た哲學 (Philosophy; Philosophie) なりやとは屢提起さるる問題なり、此は斯學研究の態度と方法とによりて定まるものなり、科學とは特殊の事項に關係し一定の範圍内に於ける材料につきて組織的研究をなすを言ひ、哲學特に形而上學 (Metaphysics; Metaphysik) とは人間知識の統體につきて其根本的解釋を施し、科學的研究の材料以上に亘りて論議するものことせば、倫理學の研究する對象は道德事項に局限せらるるが故に科學なること勿論なり、素より其研究の道程に於て幾多哲學上の問題に觸るる事となるべく、哲學問題の解釋如何によりて解決方法を異にするものもあるべく、或は倫理學の研究方法如何に

よりては先づ幾多の哲學問題を解決し、之を基礎とし根柢として倫理學を建設せんとする學者もあれども、本書は斯かる方法を採用せず、實際の道德現象を材料とし對象とし、之を研究して、道德判斷に關する一定の法則を發見せんとするにあるが故に、全く科學的方法を用ゆるなり。

第二章 善惡の標識

(Criterion of Morality; das Kennzeichen der Moralität)

行爲に關する道德的評價は人間社會の太初より存し、倫理學なるものありて、理論的研究をなすによりて初めて現はれたるものにはあらず、如何なる野蠻人も皆爲すべき行爲と爲すべからざる行爲とを區別せるなり。倫理學の研究は文明の進歩し學問研究の盛大に赴くに至りて現はれたるものにして、理論的研究を好む希臘人にありても道德に關する理論的研究は波斯戰爭の頃(西曆紀元前五百年頃)に初まれり、太古の人は何を標準として善惡を區別せしか、今日にありても理論的研究に意を用ゐざる多數の人人は何を標準として行爲の道德的價值を判斷せるか、如何なる行爲を以て正なり善なりと認むべきか、之を古人の説に求むるに、尙書洪範に曰く、無偏無陂、遵王之義、無有作好、遵王之道、無有作惡、遵王之路と。茲に王とは先王の謂なり、正邪善惡の識別に於て一意先聖王の

孔子(周靈王二十一年生、敬王四十一年歿) 孟子(周安王十七年、根王三十三年) 荀子(禮義者、聖人之所生也、人之所學而能、事而成者也、傳承的德道)

道に遵ひ其教を奉すべしとなすなり。孔子(西曆紀元前 五五一—四七九)は之を古之道と稱し、其教は堯舜禹湯文武周公之道を繼承すといへり、即ち先王の道に遵ふものなり。孟子(紀元前三八五—二八二)、荀子(孟子に後くるる事五十餘年)等また皆古の道を稱す、即ち道德は古聖王の定めし所に於て、傳へて今日に至り、之に諧ふものは善にして之を背くものは惡なりとなすなり、如斯昔時より傳來せる教訓を信奉し、之れを標識(Criterion; Kennzeichen) として行爲の道德的價值を評隲するを傳承的德道(Traditional morality; herkömmliche Moralität) といふ。此は支那に限りたる事にはあらず、往昔は世界の諸國皆然かりしものにて、諸種の宗教にありても其祖師先覺者の教訓を傳承し、之を信奉するを以て善行爲となせしなり。されど思へ、先聖王が此等の教訓を制定するに當りては何を標準となせしや、つまり自己の心に於て善なりと思惟せし所に由りしにはあらざるか。又た先聖王の遺訓といひ、先覺者の教誡と稱するものは極めて大體の事に止まるが故に、之を現今の活社會に於ける行動に適用して行爲の

善惡正邪を判定するには、結局吾が心に於て然かく判定すべきにあらざるか。而して實際に於て自他の行爲につきて道德的價値を評騭するは殆ど直覺的になるものにして、何故に然かく判定せしかを理論的に攷究せんとせば、却つて其意義を捕捉すること能はざる事往往なるにあらざるか、於是行爲の道德的價値は個人が各自に具有する内心の先天的直覺力によりて判断し得べきものなりと主張する學者を生ずるに至れり。斯くの如き人人本具の、道德的判斷に關する直覺力を良心 (Conscience; Gewissen) と稱し、此によりて直覺的に善惡正邪を區別し得べしと主張する學説を直覺説 (Intuitionism; Intuitionismus) といふ。

或は曰く、快樂を好み苦痛を避けんとするは古今東西を問はず人情の同じき所なり、行爲の道德的價値は快樂を與ふる事の大小と苦痛を避くる事の巧拙とによりて判定せらるべきものなり、古來の賢哲が吾人に示したる教訓も結局此義に外ならざるなりと。かかる學説を快樂説 (Hedonism; Hedonismus) と稱す。

良心

直覺説

快樂説

或は曰く、人の人たる所以は理性を有するにあり、理性の命ずる所に從ひて自己の行爲を規正するを道德となし善行となすなりと。斯く唱ふる學説を理性説或は主理説 (Rationalism; Rationalismus) と云ふ。

吾人が實際世界に行動するに當りては、古聖先哲の教訓に従ふとも、神明佛陀の垂教を奉ずるとも、今日の教育を受けて討究的精神を養成せられたるものは、何故に斯かる教訓が成立し、之に遵ふを善とし正となすやの根柢を討究せざるを得ず、而して吾人が日常の生活に於て行爲の目的方針を取捨するに當りては、最後には良心に訴ふる事となるのみならず、他人に説き他をして吾が説に服せしめて、或る行爲をなさしめ、又は行爲の方針を改めしめんとするには結局其良心に訴ふる事を要し、良心の作用は實際に於て甚だ有力なるものなるが故に、先づ良心の如何なるものなるかを研究すべし。

理性説

第三章 良心

良心の如何なる作用なるかは筆舌を以て明瞭に解説すること能はず、日常の云爲行動に當りて其作用を経験して初めて會得すべきものなるが、約言すれば、行爲の道德的價値を考ふる際に現はるる精神状態なり。假令へば茲に人あり、時季寒冷に向ひて衣服を調へざるべからざるに些少の蓄積もなくして大に窮す、偶隣家の店頭に新衣の吊しあるを見て、之を携へ歸らんとする念起らんか。此念慮の起ると共に「其は不正なり爲す勿れ」との感起るべし。若し其にも拘はらず斷然之を奪ひ來らば、彼は後此事を思ふ毎に「こは不正なりき、爲さざりせば可なりしに」と云ふ感起り、不安なる精神状態を伴ふべし。此等を稱して良心の**貶斥** (Disapprobation; Missbilligung) といふ。之に反して冬夜人の川に陥りしを見て救はんとする念起らば「其はよし」との感伴ひ、寒氣を冒して之を救はば、たとひ衣は濡れ身は寒くして苦くとも、心には満足を覺ゆべし、これ良心の**稱揚** 又は

良心の貶斥

良心の賞揚

嘉賞 (Approbation; Billigung) なり。斯く良心は諸種の行爲につきて或は禁止し、或は奨励し、或は貶斥し、或は稱揚する精神作用なるが、詳に其作用を考ふれば主として二種の精神作用より成る。其**一**は善惡正邪を識別し、此行爲は善なり正なり、彼行爲は惡なり邪なりと區別する知的判断の作用なり。其**二**は善なり正なりと認めたる行爲を實行せよと奨め、惡なり邪なりと認めたる行爲を爲す莫れと禁止、其奨むる所を行ひたる時は満足を覺へ、其禁する所を行ひたる時は不安を覺ゆる感情的作用にして。吾人は之を包括して良心と稱するものなるが、其著しく吾人に感せらるるは禁止、貶斥の際にして、奨励、稱揚の際には其力を感ずる事少なく、良心の反對なしと言ふに止まる事も多きなり。兎に角、日常の行爲に於て良心の作用の有力なるは、大なる權威 (Authority; Authoritat) を有し、其奨励、禁止が背き難き權勢を以て吾心に迫ると。其作用の簡捷 (Immediacy; Schnelligkeit) なるため、直に決定し得べきとにあり。

良心が吾人に與ふる禁止若くは奨励の命令は大なる權威を有し利害の計

良心の權威

良心の簡捷

○王陽明(明、
憲宗成化八年、
世宗嘉靖七年)

量に拘はらず、甚だ嚴峻なり。忠臣孝子が水火を辭せず身命を顧すして其君のため其親のために勤むるは全く良心の命する所に従ふなり、其權威の大なる何者も能く妨ぐることなし、又た良心の作用は簡捷なり、豊富なる學問知識を要せず、複雑なる推理に須ひず、事に當り即坐に愚夫愚婦の心中に働きて明確なる斷定を下すなり。王陽明(西曆、一四七二—一五二八)曰く、是非之心不待慮而知也。されど是等の事は唯だ大體につきて言へるなり、世事の實際につきて詳細に觀察すれば良心の權威と其作用の簡捷とは然かく明瞭なること能はざる場合尠ならず、盜をなし人を殺して良心の貶斥左程嚴峻ならざる者あり、之を史上に見るに父を助けよといふ良心の命令は源義朝に於て其弟爲朝の如くには重からざりき。又た時としては良心の裁定は甚だ明確ならざる場合あり、甲某と約束をなして之を履行せんとする時、乙某重要な所用を以て來訪せば、甲某との約束を重んじて乙某の所用を却くべきか、乙某に對する義務を完ふせんため甲某との約束を破るべきか、良心は其決定に惑ふ事あり。

常に權威の弱く裁斷の簡捷敏速ならざるに止まらしめば、之を琢磨して其權威を強くし其裁斷を簡捷敏速ならしめ得べくんば可なるべきも、時としては人によりて全く良心の判定を異にし、或人の良心に於て禁止せる所を、他人の良心に於て爲して可なりと判定する事あり、或は一國一時代の人人の良心が殆ど總て一致して許容 (permit; erlauben) せる事を、他の國、他の時代の人人の良心に於て貶斥する事あり、斯くては良心の判定なるもの甚だ頼むに足らざるものとなり、随つて之を標識となして善惡正邪を區別せんとするは全く無意義の事となるなり。希臘に於ける倫理學研究の隆昌は彼等と波斯人とが大に良心の裁定を異にするを訝りしに基くなり。されど翻つて更に深く之を考ふれば斯く人により、所によりて、差異ある良心の裁定にも亦た一定の法則なきにあらず、夏日は襦を用ひ冬日裘を着れども其身を保護する所以のもの一なるが如く、良心なるものは殆ど瞬間的に善惡の區別をなすと雖も、尙ほ其裡に判斷推理の作用を包含すること、猶ほ外物知覺の作用が瞬間的に行はれて其實複

雑なる推理作用を包含するが如し、随つて判断推理の材料となるもの異なるに當りては、其判定を異にするは當然なり、事に當りて良心の裁定に躊躇せるものあるは其判断の材料内容となるものを比較するが爲なり、茲に至りては、明に比較し、推理せる事を自覺するに至る。時代を異にし、國土を異にするが爲に、良心の許否するところ甚だしく異にして殆ど相容れざるが如きものあるも、能く其條件事情を比較し、其材料を檢覈する時は、一定の理法其裡に存するを見るべし。臺灣の生蕃は餓首を以て誇となす慘忍なる種族なれども、猥りに同部落の者の首を斬らず、常に吾部落以外の者を餓首す。南洋の孤島に食人種族ありといふと雖も、彼等も他人種他部落のもの肉を食ひて同部落猥りに相食まず。彼等に於ては人類交際の範圍甚だ狭きが故に、他部落、他種族のものを見るごと、吾人が人類以外のものを見ると甚だしく異ならざるなり、今日文明を以て誇る國民と雖も人種の異同を忘るる事能はず、他人種異宗教の者に對して慘忍なる行爲をなすものあり、之を野蠻種族のものに比

して程度の相違あるのみなり。Normans (Normannen) は海賊を業とせしものなれども決して同族中の物品を奪はず、其間には禮義存し、不奪に關する良心行はれしなり。莊子(西曆紀元前三百年頃)に之あり、跖之徒、問於跖曰、盜亦有道乎、跖曰、何適而無有道邪、夫妄意室中之藏聖也、入先勇也、出後義也、知可否知也、分均仁也、五者不備而能成大盜者、天下未之有也、(外篇、胠篋)と、これ仁義知勇の如何なる境遇にも缺くべからざる事を言へるものにして、移して以て相似たる良心の作用が全く異なりと思はるる行爲の許否に包含せらるるを悟るべきなり。斯く考ふれば良心の裁定にも何等か客觀的根據なきを得ず、良心の感情的要素は此知的判定に協同し之に後援を與ふるものたるなり、然らば善とは何をか言ふや。

第四章 善の語義

アリストテレス (Aristotle, Aristoteles) (384—322. B.C.) は其倫理學の冒頭に曰く、如何なる技藝も、如何なる學術研究も、將た如何なる動作、所望も皆何等かの善を目的とせりといふべし、故に善とは總ての事物の目的とする所なりと云ひて可なりと。されど技藝や學問研究やの目的とする所は、倫理學に於て論ずる、行爲の目的とする所と同種類の good (das Gut) なるか、斯く言へるは泰西人の所謂 good (Gut) にして、吾人の所謂善とは其語義を異にせるにはあらざるか。思ふに西洋に於ける good なる語は道德的評價以外の意義にも使用せらるるなり、通常 good なる語は利益 (profit; Gewinn) 好都合 (favor; Gunst) 等と同意義に用ゐらる。利益とは何ぞ、自己の欲する所の成る事なり、自己の望む所の得らるる事なり、欲する所、望む所の成就に好都合なる條件を汎稱して西洋人は good と云へるなり。スペンサー (Herbert Spencer 英國人、1820—1903) は曰く、吾人は種々の用語

利益

ス
ペン
サー
の
解
釋

例を比較考察して言語の眞意義を知り得べし、今有形物を見るに其が豫定の目的を達するに適するか否かによりて good 又は bad と判定するを常とす、good knife とは利刃能く截斷の用に適するものを言ひ、good gun とは正しく又た遠く彈丸を放射する銃を云ふ、無生物の作用につきても、生物につきても亦然り、倫理上の意義に於て人間の行爲を判定するに當りても亦此意義に外ならず、目的に適合すると否とによりて good 又は bad の判定を下すなり、實業家の goodness は利益あるやう都合よく物品を賣買する所作と技倆 (activity and ability) とによりて測らるべしと、(Data of Ethics) 此は善を以て利益、好都合と同意義に解したるものにして、吾人が論せんとする道德判斷の善にはあらざるなり、能く截斷の目的に適し、如何なるものをも切るに好都合なる刀劍を good sword といふべけれども善劍とは言はず、良劍と稱し、利刀と名づくるなり、勿論刀や銃や家屋等の如きは物品にして、吾人の行爲にあらざるが故に、其物につきて道德上の善惡を論すべきにあらざる事は曩に論述せし所によりて明瞭なる

其批評

べし、吾人は此等の物を使用したる行爲につきて善惡の區別をなすなり、又た行爲につきて考ふるも、直にスペンサーの言ふ所に首肯すること能はざるなり、彼の言語明晰にして談論縱横なるものは能く思想發表の目的に適するが故に *good speech* と稱すべし、されど巧辯利舌を以て善人を讒誣し衆庶を迷はす事を得べきが故に、直に之に道徳上の善なる名稱を附する能はず、如何なる動機に基きて發言し、如何なる内容を包含するやを檢覈したる上にて、倫理上善惡の評價をなすべきなり、蓋し善は屢利益若しくは好都合と混同せられて誤解を生ずる事となる、是れ孟子が梁惠王に向ひて道を説かんとするに當り、王が利を言ふを却けて王何必曰利、亦有仁義而已矣と喝破せし所以なり、されど善は必ずしも人の好む所、欲する所と没交渉なるものにはあらず、孔子も基督も人に教へて、人人の欲する所をなし、人人の欲せざる所を避けよと云へり。然らば倫理上の善とは何ぞ、概括して言はば、人生の目的に適する行爲を善行爲となすなり、換言すれば時時起り來る個個の要求を遂行するに適するも

のを言はずして、人生全體の目的に適する行爲を善なるものとなすなり、之より其如何なるものなるかを研究せんとす。

思ふに行爲の目的といふものに大小遠近の別あり、如何なる目的を抱くを以て善となすかにつきて、大略二様の見解を生ずべし。其一によれば善は人生究竟の目的を達するに適するものを言ふなり、人生究竟の目的とは吾人が有する欲望 (*desire; Verlangen*) 中最も根本的なるものを満足せしむべきものなり、其は人生の始終を通じて吾人の常に望む所たるべきなり、總ての人が總ての場合に望む所のものたるべきなり、吾人の行爲にして一般人間の欲する所、望む所を満足せしめ得べきものは善き行爲なり、斯く人間の總てが欲し、總ての人が望む所たらば、これ人間生活活動の集向する中心點にして、此意義よりして之を人世の目的 (*The end of human life; das Ziel des menschlichen Lebens*) と稱し得べし、此意義に於て目的とは集向點を云ふなり、遍く貫通せる原理 (*all-pervading principle; durch-dringendes Prinzip*) の義なり、吾人の總ての行爲に貫通せる根本原理の義なり、此を實

現せんために行為のなさるるものを言ふなり、猶ほ商事會社は其設立の初めより其解散に至るまで、總ての行動を通じて收益の増加すべき事を原理となし、之を集合點となすが故に、其目的は營利にありと云ふが如きなり、人生にかかる目的ありとせば、之を遂行するに適せる行為は善行為なり、斯かる目的を研究檢覈して快樂なりとなすものは快樂説なり。其二によれば人生究竟の目的は總ての人が欲し、總ての人が望むる所にあらずして、總ての人が欲すべき善、總ての人が望むべき善の原理なりとし、其は理性の命令によりて指示せらるるものなりとなすなり、これ即ち理性説なり、理性説は其基礎を吾人が求むべき善の原理に置くものなるを以て、人性に關する哲學的見解に根柢を有する事となる、今先づ快樂説より討究せんとす。

第五章 快樂説

論者或は曰く、總ての人間が此世に生活するに當りて常に何を欲し、何を求め、何を目的として日日の行動をなすやと問はば、其は論ずるまでもなく**快樂** (Pleasure; Inst) を求め居るなり、此れ天下の人皆悉く同じき所なるが故に、吾人を快樂に導く行為は**善行**にして、吾人に苦痛を與ふる行為は**惡行**なり、善惡を區別する標識は快樂なりと。斯かる説を快樂説 (Hedonism; Hedonismus) と稱す。

此説は最も入り易き善の解釋にして、倫理學研究の初頭に現はれ今日に至るまで存在せり、されど其間には幾多の變遷と改造とを経來りたり。其最も極端なるものは個人の眼前の快樂を最も多く享受するを以て善なりとなすものなり、希臘に於けるアリスチップ (Aristippus; Aristipp) (425—368 B. C.) の如き其一人なり、アリスチップはソクラテース (Socrates 470—399 B. C.) の弟子にして其師の説を奉ずると共に又たプロタゴラス (Protago-

キレーネ派

Plat. 490—415 B. C.) の説をも採り、人生の實相は唯だ現前の刹那のみ、將來は決して頼むに足らざれば刹那刹那に最も快樂なりと感ずる所をなすべしと説きたり、此學派を稱してキレーネ派 (Cyrenaicism; Cyrenismus) といふ、學説として斯かる極端なる意見を陳べたるもの尠しと雖も、詩歌に於て之に類したる思想を述べたるもの、古今東西に亘りて其例多し、されど識者多數の道德判斷は常に之に反對せり。人人は斯かる行爲を時に或は大膽なりと云ひ奇抜なりと稱すべし、されど善行なりとは稱せざるなり。吾人の之に對する批難を約して二となす事を得べし、

(一)、吾人は唯だ現前の刹那のみを以て實相なりと認むる事能はず、知識を有し、理性を有するが故に、過去を記憶し、將來を推論す、決して現前の快樂のみを以て満足すること能はざるなり、

(二)、實際生活の事實に徴するに、現前の快樂のみに着目する時は、其後に於て更に大なる苦痛を生ずる事確なり、快樂を以て善となし、苦痛を以て惡となさば、苦痛の大なる結果を避くる事を勉めざるべ

からざるが故に、決して現前刹那の快樂のみに着目して止むべきにあらざるなり。

是故に快樂を以て善を認むべき唯一の標識となすとも、單に現前のものを求めずして永續するものを求むべく、今は快樂を感ずるも後に至りて更に大なる苦痛を生ずるものは捨つべく、今は多少の苦痛あるも後に至りて更に大なる快樂を生ずるものを取るべしと説くものを生ずる事となる、エピクロス (Epicurus; Epikuros. 340—270. B. C.) の如きは之なり、彼は快樂を分ちて永續的 (stable; dauerhaft) と變移的 (transitory; wandelbar) の二となし、前者を求むるを以て善とし、肉體の快樂よりも精神の快樂を求めよと教へたり、然かも此れ尙ほ自己一人の快樂を以て善なりとなすものなるが故に、キレーネ派と共に**利己的快樂説** (Egoistic Hedonism; egoistischer Hedonismus) と稱せらる。

孟子は梁惠王に見へて道を説かんとするに當り、王何必曰利、亦有仁義而已矣と喝破したり、アリストテレス、エピクロス等の説きし所は吾人の

エピクロスの説

利己的快樂説

實利論者は快樂 (Pleasure; Lust) を云はずして幸福 (Happiness; Glück) と云へり、されど彼等が茲に所謂幸福は快樂の義に外ならず、快樂と幸福との異同は後に述ぶ。

實利說

ベンザムの說

快樂計算法

所謂道德上の善にはあらずして、利益にはあらざるか、孟子は更に曰く、苟爲後義而先利、不奪不饜、梁惠王上と、各人若し争ひて自己の最大快樂を求めば人人の欲する所は限なくして、快樂を與ふべき所以の物資には限あるが故に、此世に生活する人人の間に争鬪を生ぜざるを得ず。於是人人相譲りて人類全體の快樂を大ならしめん事を求むるは却て各自の快樂を大ならしむる所以なるべし、基督教によりて同情 (Sympathy; Mitleid) の念大に培養せられ、近世に至り權利平等の思想盛なるに及びて、此考慮は更に大に援助を得、**最多數人の最大快樂** (The greatest pleasure of the greatest number; die grösste Lust der grössten Anzahl) を以て善なりと主張するに至りたり、之を**實利說**又は**功利說** (Utilitarianism; Utilitarismus) と稱す。ベンザム (Bentham 英國人、1748—1832) は其最も有力なるものの一人なり、彼は快樂の量を計算し、最多量の快樂を選取せしめんために計算の標準を示したり、其主なるものを擧ぐれば、**強弱** (Intensity; Stärke) **長短** (Duration; Dauer) **確否** (Certainty; Gewissheit) **遠近** (Proximity; Nähe) **豊瘠** (Fecundity; Fruchtbarkeit) **純雜**

Numberは現在の人數を云ふか、將來の人數を計算すべきか、又た近き將來の人數のみなるか、遠き後代までも計算すべきか、分明ならず

其批評

(Purity; Reinheit) **人數** (Number; Anzahl) 之なり。強弱とは快樂の強度如何をいひ、長短とは快樂を享受する時間の長短を云ひ、遠近とは快樂を感じ得る事の現前即時なるか、又は或る時間の後なるかを云ひ、豊瘠とは或る行爲の生ずる快樂が將來益、多くの快樂を伴ひ來るべきか否かを云ひ、純雜とは純粹に快樂のみを與ふるか、或は多少苦痛を加味せるかを云ひ、人數とは快樂を享受すべき人數の多少を云ふ。斯くの如く標準を定めて行爲の生ずべき快樂の量を計算せんとするは精密なるが如きも其實到底不可能なる事なり。ベンザムの快樂計算說に對する批難は三個の論點に約して説く事を得べし。

(一) 同じく快樂といふも其種類甚だ多し、精神的快樂あり肉體的快樂あり、而して兩者また幾多の類別を有す、随つて行爲の生ずべき快樂の量を計算せんとせば、或る種の快樂の幾何量を以て他の種の快樂の幾何量と同等なりと見るべきか、比較の單位を定めざるべからず、されど其は全く定むること能はざるが故に、比較計算の法立た

ざるなり。

(二) 快樂は主觀的にして人によりて異なるものなり、同一人にて年齢職業等事情境遇の異なるに従ひて異なることとなるが故に、快樂の最多量と認むるものは人人によりて大に異なるべく、一定すること能はず、随つて計算の結果も一定なること能はざるなり。

(三) ベンザムの善なりとする所は結局最多量の快樂を指すことなれば快樂の分量に於て多ければ可なり、其總計に於て大ならば可なり、諸種の標準中に就きて特に人數を重んぜざるべからざる理なし、一人の快樂非常に大ならば、他の衆人の快樂を蹂躪して可なる事となるべし。況や吾人に取りて最も確實なるは自己一人の快樂にして、他人が自己と同様に快樂を感すべきか否かは推測に基き比較的確實なりと認むべきが故に、結局自己が現前の快樂にても其量最大ならば、最上の善なりと云ふ事に歸着し、個人的、現前的快樂說の弊に墮する事となるべし。

斯くて行爲より生ずる快樂の分量を計算して善惡を判定せんとしたるベンザムの說には缺點多きを見るなり、特に實際生活に於て哲人君子の快樂とする所と、凶徒痴漢の快樂とする所とは、其分量以外に尙ほ區別すべきものあるを認めざるを得ざるべし。於是ミル(J. S. Mill 英國人、1806—1873)はベンザムが所論の缺陷を補はんとし、其著書『實利說』(Utilitarianism)中に、快樂に資質(Quality; Qualitè)の差ある事を説き、常に多量の快樂を求むるのみならず、又た資質の高尙なるものを求むべしとせり。其說に曰く、吾人が總ての事物を評價するに當り、常に分量と共に資質を考察す、然るに快樂に限りて分量のみによるべしとなすは不合理なり、而して快樂の資質を定むるには經驗あり思慮ある人の意見(Opportunities of experience, and habits of self-consciousness and self-observation)に由る外なきなり、二個の快樂に十分なる經驗ある人が其一は他よりも快樂の量に於て不足せる所多きを知り、又た他の快樂は自己に於て十分享受し得べき、分量大なる快樂なる事を知りながら、尙ほ彼を捨てて此を選まば、此快樂には分量

の如何を以て比較し得ざる優秀なる資質ある事を認むべきなり。加之快樂の分量を定むる事も、計算による事能はず、結局経験あり思慮ある人の決定に由る外なきものにして、資質の優秀なる快樂は一般に長く繼續し、又た衆人と共に樂み得べきものにして、経験あり思慮ある人が快樂の多量を有すと認むる所のものなりと。斯くてミルは快樂に於て資質が長短及び人数と一致する事を認め、結局快樂其者は善なれども、之を規正して眞に善ならしむるためには思慮即ち理性の指揮命令を必要なりとし、此點に於て理性の權威を認めたるなり、斯くして理性の判定によりて善たるべき快樂と善たらざるべき快樂とを區別する事とならば、快樂即善となす快樂説の根柢は大動搖をなしたる事となるなり。

ベンザムも、ミルも、快樂を享受するに於て各人の價値は皆同等なるべきものと認めたり、『各人は皆一と見るべく、何人をも一以上と見るべからず』(Each is to count for one, and no one for more than one)とは其説の原則とする所なり、然らば何故に吾人は自己を以て他の各人と同價値と視做すべきか、

各人の價値は全く同等な
りとの説は宗
教的信仰、若
しくは哲學的
假定によらざ
れば成立せ
ず、科學的に
立證すること
不可能なるべ
し

随つて自己の快樂と他人の快樂とを同價値と見るべきか。ミルは之を説明して曰く、如何なる人も此世に生活する限は身體精神の力に於て自己と同等のものを有するが故に、己獨り尊しとなし、自己の價値を重大に見るべき理由なしと。されど思へ、實際世界の経験によりて見るに吾人は心身の能力に於て吾人と同等なるものの存在を認むると共に、又大に自己に優れるものと劣れるもののあることを認めざるを得ず、即ち精神身體の力に於て人間は大に不平等なり。古來の偉人英傑と一田夫野人と全く同等なりと認め得べきか。ミルは快樂の資質を定むるに當りて、思慮あり経験ある人の意見に由るべしとなし、賢者と愚者との間に價値の差あるべき事を認めたり、されば快樂を享受するに當りても價値の差ありと認むべきにあらざるか。人人の間に價値の差ありと認むるは確に眞理の一面を有し、ニーチエ(Friedrich Nietzsche 獨逸人、1844—1900)の如き大に之を唱道したり。各人の價値を同等と見るも、尙ほ一人の快樂甚大にして、衆人の快樂の總和よりも遙に大ならば衆人の快樂を壓倒して可

なりとなす個人的快樂説に陥る虞あり、若し更に人人の間に價値の差異を認むることとせば、自己を以て他人より偉大なりとし、高價値なりとなすものは、全く他人の快樂を蹂躪して自己の快樂を肆にし、之を以て善なりとなすに至るべし、桀紂の如き之なり、誰か斯かる行爲を以て善なりとなすものあちんや。

シヂキツクの

シヂキツク (Sir David) 英國人、1838—1901) はミルよりも更に大に理性の權威を認め、之によりて實利説を説明せんとしたり、之を**理性的實利説** (Rational Utilitarianism) といふ、氏は自説を建設するよりも古來の學説を論評して正理の在る所を明にせんとせり、其説く所によれば、單に感情の上より見れば現前の快感最も重んずべきものなれども、現在と共に將來の重んずべき事を教へ、生涯を通じて最大の幸福(氏は快樂に對して常に幸福なる語を用ゐたり)を求むべき事を指示するは**理性的原理**にして、之を**裁智** (Prudence; Klugheit) と云ひ、感情の上より見れば自己の幸福最も重んずべきものなれども、自己の幸福と同様に他人の幸福の重んずべきを教

へ、全社會を通じて最大の幸福(快樂)を求むべき事を指示するは**理性的原理**にして、之を**仁惠**又は**好意** (Benevolence; Wohlwollen) と云ふ、而して更に考ふれば**幸福(快樂)**の總量を大ならしめんためには必ずしも同量の分配をなすを要せず、個人に見るも、社會に見るも、其各組成部分に同等の重さを置かずして、個人生活の某の時間、又は社會の某個人を特に重大なりと認むるを**正當**とすべし、故に**幸福(快樂)**の最多量を得んためには、**嚴正**なる**平等**よりも、寧ろ**或者**を重大なりと見、之に相當したる**幸福(快樂)**を與ふるを要す、之を指示する**理性的原理**を**正義** (Justice; Gerechtigkeit) といふ。斯くの如く三種の**理性的原理**によりて**快樂**を**接排**して、善行爲をなし得るものなるが故に、善の標準は**理性**にありといふべきなり。斯くて**快樂**のみを標準として善惡正邪を區別すること能はざるを以て歴史的經過より見るに**快樂説**は漸次に**理性の權威**を尊重し、其指揮に従ふ事となれり、されど如何に**理性の權威**を認むるも、**快樂説**にありては**主君**は依然**快樂**にして、**理性**は之をして**目的**を達せしめんための**臣僚**なり、

従者なり、之に反して理性を以て主君とし、中心として、善惡正邪を別たんとするは理性説なり。快樂説に於ては一般を通じて快樂と幸福とを混一し、其立説の便宜に従ひて時には快樂の語を用ゐ、時には幸福の語を用ゐて、一方には科學的に精緻ならんと勉め、一方には其説に威嚴あらしめんとす、二者果して同一なるか、理性説は之を否定し、幸福は理性に従ひて初めて得べきものなりとせり、然らば理性説の教ゆる所は如何。

第六章 理性説、滅智説及び意志説

理性説 (Rationalism ; Rationalismus) は道德現象の標識を理性に奠め、理性の指示する所、理性の承認する所のみ善なりとなすなり。元來人の禽獸蟲魚と異なる所は理性を有するにあり。禽獸蟲魚は唯だ快感のみを求めて生活す、人は宜しく理性に従ひて生活すべきなり、若し吾人が快樂を追求する事をなさんか、吾人の知識は多くの欲すべく、望むべきものを提示するを以て、吾人は一を得ば更に他のものを得ざれば止まざる事となり、臚を得ば蜀を望み、象箸を爲れば玉杯を需む、斯くて之を得ば喜び、得ずんば悲む、其喜悅は瞬時にして、其悲哀は長し、吾人は常に暫有の喜悅を去りて望みて得ざる悲愁に到達し、茲に其心を苦む、されば快樂を追求するは其實憂悶を追求するなり、世人が希求せる權勢、地位、名譽、財寶の如き、皆これ桎梏に過ぎず、種々なる情動 (Passion ; Leidenschaft) の如きは理性より見れば眞に卑むべきものなり、吾人は一切此等の迷謬を

アンチステー
ネス

キニーツク派

放棄し、唯だ理性の命する所に従ひて生活せよとは極端に理性を重んずる學者の唱ふる所なり。ソークラテースの弟子アンチステーネス(Anaximenes 444 B.C. 頃に生れ、375 B.C. 以後迄生存)及び其徒は斯かる意見を唱道し、一切の禮儀、習慣、人情を無視して、乞丐の生活を營みたり、之をキニーツク派(Cynicism; Cynismus)といふ、アリスチップが家富み財多しして快樂説を唱へ奢侈なる生活をなせしに對し、アンチステーネスは貧家に生れ、快樂を罵りて乞士の生活を送れり、氏は其師ソークラテースの教たる幸福、徳、智見(Happiness, Virtue, Wisdom; Glück, Tugend, Weisheit)三者合一の説を繼承し、思へらく、幸福は徳によりて得べし、其は智見に従ひて快樂を却くるにあり、人の望む所、欲する所のものの無價値なるを知り、全く之を離脱したる無欲境(absoluta spiritual independence; die völlige Unabhängigkeit und Bedürfnislosigkeit)に達するにあり、世には智見と徳との外に貴むべきものなく、吾人の依據すべきは唯だ理性あるのみなるが故に、一切の欲望に抵抗し、全く世人の僻見、制約(prejudices and conventions; Vorurtheile

其批評

und Konventionen)に隨はず、財實、名譽、歡樂に冷淡なると共に家族、郷國にも無頓着となり、一切の藝術、學問を棄つべきなり。理性を有する點より見れば人人は皆平等なり、主人奴隸の別なく、男女の差なし、理性に従ひて行はば人間皆合して一體をなすべし、國家の區別對峙あるべき筈なく、法律制度の差異あるべき筈なしと。然らば其の理性と云ひ、智見と云ふは何なりやと言はば其は欲望、僻見を去るにありと云ふに過ぎず、知識即ち善なりと稱しながら、其は何事に關する知識なるやを明にすること能はず、快樂に對する反抗たる外に意義なく、内容なき事となる。感情も亦た人生に於ける事實なるが故に、之を排撃するを以て智となし、此によりて善惡正邪の區別をなし得べきにあらず、アンチステーネスの如く一切の人事を放擲するは決して吾人の道德となし、善行となす所にあらざるなり、此に亞ぎて起り、善に内容を附與せんとせしはストア學派なり。

ストア學派

ストア學派(Stoicism; Stoizismus)はゼノノー(Zeno, 342—270 B.C.)の創唱せし

所なり、其説によれば道德の法則は自然に従ふにあり (Live according to nature; Lebe in Übereinstimmung mit der Natur) 而して宇宙はツオイス (Zeus) 神の發現にして、其人心に現はれたるものは理性 (Reason; Vernunft) なり、故に自然に従ふ事はやがて理性に従ふ事となる、理性は普遍 (universal; allgemein) にして萬人に同等なるものなるを以て、理性に従ふたる道德法は普遍法則 (universal law; allgemeines Gesetz) ならざるべからず、然るに快樂は全く個人的にして普遍ならざるを以て道德に反せるものなり除去せざるべからず、情動 (passion; Leidenschaft) は人心の病的状態なり排棄すべし。かくて快樂を却け情動を制し、理性に従ひて生活せば其心泰然靜寂 (Tranquillity of soul; Grösse und Stille der Seele) たるべし、是即ち善なり、故に此泰然靜寂心を紊すものは總て罪惡なり、健康財寶等は其者自から無價値のものなれども、理性に按排せられて泰然靜寂心を維持するに於ては價値あるものとなる、生活するは可なれども、生命持續のために泰然靜寂心を傷害する時は死するを可とす、理性を具有する人間は皆同等なれば宜しく共

通の法律を有する一大集團をなすべきなりと。

ストア學派に於てはキニトック派よりは稍や善行爲の内容を認め、聖者の事に驚かず物に動せざる、泰然靜寂心を以て善の到達點なりとし、之に牴觸せざる範圍に於ては感情をも許容したれども、尙ほ大體に於ては感情作用を排斥するものなり。されど思へ、人心の作用を大別して認識、感情、意志の三となし得べくんば理性の實相なると共に、情緒、情操も亦た的確なる人生の事實なり、人生の事唯だ理性の允可し承認する所のみ眞實にして、他は皆虛妄なりとして棄却すること能はざるなり。キニトック派、ストア派の如く總ての情動、性欲を不道德と見、總て情緒、情操に基く行爲を廢棄せんとするは、之れ實に人生を棄却するなり、人間一切の事業を廢滅せんとするなり。父子の親、夫婦の愛、兄弟の誼、郷土の愛は理論上、何故に然かく厚かるべきやを委曲詳細に説明する事能はざれども、古今に亘りて動かすべからざる事實なり。此等の事實を一切虛幻迷妄なりとして道德を説明せんとするは、天下萬人の耳を聳して

聲音を論せんとするに異ならず、道德は人生の現象なりとせば、道德上、感情の價値を認めざるを得ざるなり。

或はストア學派の所説を以て吾が武士道に比するものあり、其克己主義なるに於て、其自殺を許容するに於て、其從容自若たる態度を貴む事に於て相似たりと雖も、又大なる差異ある事を忘るべからず。ストア派が理性を尊むに反し、武士道は寧ろ理窟を却けて、或種の情操を尊むなり。ストア派が平等主義なるに反して武士道は階級主義なり。ストア派が個人各自の泰然靜寂心を養ふを善なりとなしたるに反し、武士道は君主中心主義なり、獻身的道德なり、主君の馬前に打死するを本意となしたるものなり。ストア派が名譽を蔑視したるに反し、武士道は名を惜み譽のために苦闘すべきを教へ、知己の恩に酬ゆるためには如何なる苦痛をも辭すべからすと誨へたるものなり。其差甚だ大なり。

カント (Immanuel Kant, 獨逸人, 1724—1804) は近世に於ける理性論者の一

克己主義 (Rigourism) は欲求を制し、快樂を放棄する事を勉むるを以て善となす説をいふ。

カントの説

人なり、氏の哲學は本體 (Noumenon) と現象 (Phenomenon) との俱存を認む、之を人心につきて言はば、情動、欲望 (passions and desires; Belieben und Begier) は現象にして、理性は本體の發現なり、道德は理性の命令によりて生ず、情動、欲望は一切非道德なり、吾人は生物として快を求め不快を避くるが故に、吾人の行動は快不快、衝動、好悪 (Lust und Unlust, Triebe und Neigungen) によりて規定せらる。此等の意志決定は (Willensbestimmung; determination of will) 個人的なり、人人其好む所に従ふ事を得べし、カントは之を稱して制規 (Maxime) といへり、かかる制規は非道德なり道德的價値を有せず、然るに吾人の精神内面を顧れば此等の感覺的衝動 (sinnliche Antriebe) 以外に絶大の權威を以て吾人の意志に直接の命令をなす道德法あり、絶對的に、無條件に之に服従すべき事を命じ、他の實踐的法則が快樂、幸福を目的とする限に於て服従すべしといふと大に其趣を異にせり、此は本體たる理性の命令にして何人も従はざるべからざるなり、然るに意志を動かすものは彼の制規なるが故に、之をして好悪の誘惑を離れ、理性

此場合の Maxime に適當なる譯語あるを知らず、假に制規と譯し置く

論

無上命令

の命令に従ひて普遍法則たり得べきものならしめざるべからず、於是道徳上の無上命令 (Kategorischer Imperativ) 成る。曰く、爾が意志の制規をして常に普遍法則たらしめ得べきやう行爲せよと、(爾の行爲に際し、其意志の状態は移して以て普遍法則たらしめ得べきやうなせよ) (Handle so, dass die Maxime deiner Willens jederzeit zugleich als Princip einer allgemeinen Gesetzgebung gelten könne) 此道徳法を貴み、之に従ふ事を動機となしたる行動のみ道徳 (Moralität) なり、此法則に服従する事が吾人の義務 (Pflicht; duty) なり、善は唯だ義務のために義務を行はんとする意志に成る、吾人の感情、好悪は皆吾心を誘ひて、此道徳法に背反するに至らしむるものなるが故に、壓伏せざるべからずと。

吾人の心裡に苦樂の計量考察を離れて行爲の方針を指示するものあるは事實なり、カントの如き人にありては其力の特に強きを感じしなるべし、されど之を以て唯だ理性の命令とのみ解すべきものなるか。カントは理性の命令を奉じて義務なるが故に義務を行ふが善にして其結果如何は問

ふ所にあらずといへり、されど吾人の行爲に於て全く其結果を顧みざる事とならば、理性の命令といひ、普遍の法則といふもの全く主觀的決定となりたり、何等の客觀的基礎もなきものとなるべし、理性を具する人間の全體に必ず斯くせよと同等に命令するは其が彼等全體の生存、幸福等に關係する所あるがためにはあらざるか、若し全く之を無視する事とならば普遍法則といふも何事に關する普遍法則なりや、或る意志規定が普遍法則たり得べきや否やを判別すべき基礎、標識は那處に存するか。カント自から何故に契約を守る事を普遍法則となすべきかを説明して、我若し契約を破らば他人も亦契約を破るべく、契約は全く信用すべからざるに至るが故なりと云へり、之れ結局吾人の行爲が社會人生に及ぼす効果を顧慮せるものにあらずや、即ち單に理性の命令といふに止まらずして、人生に於ける諸方面を觀察し、其關係を考慮し、情緒、情操の事實をも認めざるべからざるにあらずや。故にヘーゲル (Hegel) 獨逸人、1770—1831) は道徳 (Moralität) と禮法 (Sittlichkeit) とを區別し、主觀的なる

良心によりて導かるる道徳よりも、客観的に社會、國家の法律、制度、慣習に現はるる禮法を以て優りたるものとなし、社會の實際に承認せられたる情緒、情操に基く行爲を是認したり。

元來理性なる語の意義一ならず、或は之を廣義に用ゐて、推理思惟の作用を汎稱する事あり。或は之を狹義に用ゐて知覺想像等の作用を離れ、比較推理の作用を超へ、直接に絶對的眞理を把握する作用を稱する事あり。上來述べ來りし理性説の言ふ所の如く、理性を以て感情と相尅するものとなし、常に情動、欲望を壓伏するものとなすは此狹義に於ける理性なり。斯く直接蕩地に眞理の全面を捕捉すべき精神作用ありとなす事は甚だ疑ふべく、吾人の解釋によれば、理性とは比較推理の作用の精緻なるものを指し、狹義のものと廣義のものは、唯だ程度の差あるのみならん。廣義に於ける理性は記憶、想像等の作用と聯關せるものにして種種の知識と並存し、必ずしも欲望、性欲と相尅せず、知情意の精神作用は相聯關して離るべからざるものなるが故に、欲望、性欲には必ず知

的要素を具有せり。故に理性なる語を廣義に解して精緻なる推理作用を稱するものこそば、時には感情を制壓し、性欲、欲望を排除すれども、又た時には性欲、欲望と協同し、之に對象を與へ、之に到達する方法手段を示す事もあり、即ち快樂追及のために援助をなすを免れず。推理比較の作用が外物に向へば忽ち欲望を驅りて之を追求せしむる事となる。故に欲望を以て惡となし、之を滅絶せん事を求むれば、其傳たり補助者たる知識、推理の作用を滅絶すべしとなすに至るは當然なり。之を滅智説 (Unintellectualism) 又は非理性説 (Irrationalism) と稱すべき歟。老子(西曆紀元前約六百年)の説之なり。老子は思へらく、人世の罪惡は欲望の大だるより起る、これ智多きがために多くの欲すべきものを知り、多くの欲すべきものを製作するが故なり、賢を尙むを以て民争ひ、得難き物品を貴むために盜をなすもの生ず、無智無欲にして、能く柔に能く弱に、純然たる太古の狀態に復歸せば憂患なく罪惡なし、一切吾人の欲求を絶ち、智を去り學を廢し、虚靜を守り、恍惚の境に入り、全く嬰兒の如くなるべし

と。斯くて老子は一切の智見を棄てて虚静恍惚の境に入るを以て行爲の目的地となしたるなり。

其批評

斯くして平靜なる心を得しめんとするは、人心をして枯木死灰の如くならしめ、人人をして蠢爾として蠻野の境にあらしめ、欲する所、求むる所なからしめんとするものにして、固より當時の社會状態に激して發したる奇矯の論なり。智巧を竭くし衣服飲食の美を求めて焦心苦慮せる世上浮薄輕佻の士を嗤ひ、道を論じ仁義を説きて行之に伴はざる學者輩を嘲る、一服の清涼劑として見るは可なれども、之によりて善惡正邪を識別し、之を以て一般世人の規範となすべきにはあらず。智を去り學を廢して滅絶し得べきは高尚なる比較推理の作用なり、生活に必要な知覺や、本能に伴隨する智力作用やは生活せる限、滅却する事能はず、されば茲に指導者たり、規正者たるべき高尚なる智力を失ひて盲目的衝動を殘す事となり、危険限なき事となるべし。ルソー (Jean Jacques Rousseau 佛蘭西人、1712—78) は自然に歸れと叫びて放縱なる生活に陥りしなり

ルソー

斯くて快樂説の變遷は明かに人間行爲の指導者として、思慮分別の必要ある事を示したり、即ち理性の作用を必要となしたるなり、理性は人性の一方面なるが故に、之を基礎として人間行爲の法則を説明せんとするは、確に一面の眞理を有するものなり。されど理性を其狹義に解し、且つ之を以て唯一の指導者となすに至りては、全く感情的方面を蔑視し、自他一切の苦樂を冷眼視するを以て、隱者的となり、自己の理性を基礎として満足するを以て、個人的となり主觀的となるを免れず。快樂説の個人的となるや、自己の快樂を求むるに急にして、他人の快樂を蹂躪す。理性説の個人的となるや、世人が苦樂に執着せるを冷笑し、己れ獨り醒めたりとなし、超然世と相聞せざるに至る。共に吾人の善となす所にあらざるなり。結局行爲の善は感情と理性とを併せ認むるものならざるべからず。されど吾人の所謂善は行爲の善なり、善き行爲の何たるを理解し得たりとも之を實行せずんば善き行爲にあらず、理性の指導に従ひて自己に守り他人に對して施すべき行爲を實行する所に道徳は存するなり。

意志説

善は理解にあらずして實行に存す、即ち意志 (Will, Wille) の發動に存するなり。道德の説明や研究は意志を以て實行せずんば些の價值もなきものなり。故に意志を強盛にして實行を勉むるを以て道德の中樞となし第一義となすものあり、之を**意志説**又は**主意説** (Voluntarism; Voluntarismus) といふ。王陽明(西曆一四七二—一五二八)の如き、ニーチエ (Nietzsche) の如き之なり。意志力の強大ならん事を要するは論なし、快樂を規正するに於ても意志の鞏固なるを要し、義務として爲すべき所を行ふにも意志の鞏固を要す、薄志弱行の人は甚だ卑むべく、現時の風潮の如く、文明の恩澤に忤れて逸樂を求め苟安を貪るもの多き時にありては、人心を奮起せしむる方法として、鞏固なる意志を養成する必要あり。吾人の身體精神は時時多少の過勞を覺ゆる程度迄使用せざれば却つて衰微に赴き、十分なる活動をなす事能はざるに至るものなれば、常に其意志を強固にして事に當らざるべからず。されど人性の全體之れ意志にあらざるが故に、意志を強盛にするを以て道德の能事了れり。善なり、正なりとなすこと能はず、鞏

其批評

固なる意志を以てなしたる行爲には大なる善もあれば、甚だしき惡もあり、意志説を主張するに先ちて、實行すべき行爲の方針確立する事必要なり。故に意志説は常に理性説と結合し又は之に次ぎて起り、理性説が行爲の方針を指示しながら、冷靜にして實行力乏しきを救濟せんとするなり。されば意志説は單獨に唱道せらるる事なくして多く理性説と合するものにして、ストア派が意志説を交へ、王陽明が知行合一を唱へて宋儒談理の後に出でたるが如し、意志は理性、感情を援助すると共に、又た理性によりて指導せられ、感情によりて和げられざるべからず、三者相輔けて善行爲なるなり。

第七章 快樂と欲望

吾人の行爲を善ならしむるには、理性、感情、意志の三方面を認むべし。されど其中心を那處に置くべき歟、快樂論者は苦樂の感を以て本源とし、中樞とし、結局善とは快樂を生ずべき行爲にして、理性及び意志は之が隷屬たり臣僕たるに過ぎず、快樂の目的を達するに援助を與ふべきものとせり、果して然るか。吾人は日常總ての行爲に於て、現前の快樂を追ひ、又は將來の快樂を求むるのみなりと云ひ得べき歟、吾人が實際の行爲に於て快を求め苦痛を避けんとする事多し、されど快樂を以て唯一の動因 (incentive; Trielgrund) となし、人は快樂を求むるにあらざれば決して行動せずとなすは誤なり。孟子の謂ひし如く、孺子の將に井に陥らんとするを見て吾人の之を救ふは、必ずしも之を救ふの快と、救ひし後、他人より賞讃せらるるの快とを豫期したる上にて爲すにはあらざるなり。吾人が古戰場を過ぎて古今を追懷するは、其結果たる快樂を豫期して然

快樂説の論評

欲望の目的と
其陪果

る後、想像を逞ふするにはあらざるなり。吾人が欲望の根本觀念は快樂にして、他は一切其手段に過ぎずとせは解釋すること能はざるもの多し。科學者の研究をなすや先づ快樂の觀念を抱き之に達する最便法として科學的研究をなすものなるか、若し彼等が何等かの快樂を享受し得れば科學的研究は捨てて顧みざるべきか、吾人が親戚知人の危難を聞き走せて之に赴くは赴きたる後の快樂と、赴かざりしために生ずべき不快とを計量したる後に限ると斷言し得べきか、予は其然らざるを思ふ。大凡欲望 (Desire; Verlangen) につきては欲望の目的 (the aim of desire; der Zweck des Verlangens) と其追求に伴ふて生ずる陪果 (incident; Nebensache) とを混同せざる事に注意すべし。農夫が米麥を得んと欲して野外に勞働し、其收穫をなすと共に身體の強健を得、強健は勞働に伴へども目的にあらすして陪果なり。之に反し都會生活をなして健康を損せしものが、健康恢復のため田園に生活し、耕作に従事して身體強健なると共に米麥野菜を得たりとせんか、此場合身體の強健は目的にして、米麥野菜は陪果なり、吾人飢へたる時

食物を欲し、食ひて快樂を感ず、されど快樂は目的にして喫食は手段なりと云ふ事能はず、吾人が欲望の成就 (Fulfillment of desire; Erfüllung des Verlangens) は常に快樂を伴へども、欲望の對象を以て常に快樂なりとなすこと能はず。原來快樂なるものは之を目的とし中心として捕捉せんとせば求むること能はざるものなり、却つて全く快樂を顧慮せざる行爲に於て、其成就に伴ひ快樂を感ずるなり。實に吾人は全く快樂を目的とせざる幾多の行爲ある事を認めざるを得ず。父母が其兒子を養育するに當りては兒子の需むるなく他人の強ふるなくして、甘じて夥多の艱苦を伴ふ行爲をなすにあらずや、其子女病に臥するに至りては連日連夜衣帶を解かずして看護の勞を執り藥餌の煩に任じて其苦を辭せず、日常快樂とする所、盡く捨てて顧ざるなり、若し病革まり治療の法其效なきを知ることも、尙ほ寢食を忘れて心を看護に用ひ敢へて怠る事なし、斯の如きも尙ほ吾人が行爲の目的盡く快樂にありと言ひ得べきか。或は曰く、吾人の愛せる人々が快樂又は苦痛を感じ居るを見る時は、吾人は之により同情

同情的快不快

的快若しくは不快を感ずべし、吾人は同情的快を得んとし、同情的不快を避けんとして行動するなりと。翻つて之を考ふるに、他人の爲めに盡くさんとする念慮は同情的快若しくは不快に比して遙に強烈にして、之がために他の一切の快樂を犠牲にする事を辭せざるに至ること屢之あり。又た親子、兄弟、夫婦の間に於て他のために盡くす行爲は愛情の流露によりてなり得べきものにして、快樂を目的とし、其分量を計算して後に行ひ得べきものにあらざるなり。

於是快樂論者は曰く、吾人は日常必ずしも意識的に快樂を求めざるも、實際に於ては其結果が快樂となるもののみを求むるなり、即ち常に無意識的に快樂を求め居るなり、吾人が金錢を欲し名譽を求むるは皆之れ快樂を生ずるがためなり、慈善家の人を恵み、愛國者が國家のために身命を擲つも、皆之によりて其心に快樂を感ずるがためなりと。

吾人の行爲が無意識的に或る目的方針を有すとすも、如何にして總ての行爲の背後に、快樂に對する無意識的要求あることを立證し得べきか。

總ての行爲は必ず快樂を生ずるが故に、快樂は總ての行爲の集向點にして、貫通せる原理となるがためなりと云ふか、何ぞ必しも然らん。吾人が進みてなせし行爲にして往々大なる苦痛を生ずることあるを見るなり、況や吾人の知識は不十分にして吾人の行爲に關する總ての事情を知悉すること能はざるが故に、吾人が行爲によりて生ぜし快樂苦痛は必ずしも本來吾人の欲求 (demand; Begehren) せし所なりと云ふ事能はず。人あり暗夜疾走し水に陥りて死するも、彼の欲求せし所は溺死にありしと云ふべからず、吾人の行爲に伴ふ如何なる結果を以て、無意識的欲望の實現と認むべきか、明瞭ならず。又更に之を考ふれば宇宙間の事物は因果關係の無限連鎖をなせり、吾人が行爲の結果 (Result; Wirkung) は常に快樂を生ずと云へるは、近き結果を指すか、遠き結果を言ふか、之を愛國者の行爲に見るに、國家のために戦に臨みて奮闘し、傷痍を受く、其直接の結果は苦痛なり、後に至りて世人の尊敬を受けて快樂を感ずとせんか、此場合には快樂は遠き結果なり、友人と飲食を共にし、大に快を覺へしも、

其がために胃腸を害して長く苦みたりとせんか、此場合には快樂は近き結果に止まる、原因結果の連鎖を辿りて那處にか快樂の存するを探り求め、其自説に便なるを以て、之を指して行爲の結果となし、無意識的欲求本來茲にありとなさんか、之れ實に勝手なる議論なり、背理と言はざるを得ざるなり。

或は曰く、吾人の現在の精神状態につきて見れば、殆ど快樂を目的とせざるが如きもの尠なからずと雖も、人間本來の行動は皆快樂に就き苦痛を避けんとしたりしものにして、成熟したる人人が直接に快樂を求めずしてなす行動は觀念聯合作用によりて快樂を求むる行動より變化し來りしものなりと。されどこれ人間本來の行動が快樂に向ひ苦痛を避くるもののみなる事を説明したる後にあらざれば正確なる議論といふべからず。小兒の行動に於ても野蠻人の行動に於ても、快樂の欲望に基くものあると共に、全く苦樂の觀念に無頓着なるものあるを見れば、此説も誤れるものと言はざるべからず。

或は曰く、吾人の欲望は常に苦痛を避けんとするにあり、世に積極的快

觀念聯合作用
による説明

苦痛の休止

樂 (positive pleasure; positive Lust) なるものなし、所謂快樂なるものは苦痛の休止 (cessation of pain; das Aufhören der Unlust) を稱するのみ。饑渴は不快なり、苦痛なり、食ひ且つ飲みて、此苦痛不快を除きたる所、之れ即ち快樂なり。人生は苦痛の連鎖に外ならず、一たび不快苦痛を除去して、苦痛の休止即ち消極的快樂を覺ゆるや、苦痛は直に其後に接し來り、吾人は再び之を除去せんとして努力す、かくて無限に繼續するなりと。吾人は此問題を二分して考ふべし、其一は快樂なるものの存否に關する問題にして、其二は吾人が常に苦痛の除去を唯一の動因となすか否かの問題なり。

(一) 予は積極的に快樂の存在を認めんとするなり、吾人は美はしき花の咲けるを見、妙なる音樂を聞いて快樂を感ず、這是美花を見ざる不快あり、音樂を聞かざる苦痛あるを覺へ之を鎮止して初めて得たるものならずして、新に得たる快樂たり得べし。生理學の示す所によりても、吾人は積極的に快感の存するを認むるなり、

(二) 吾人は多くの場合に於て苦痛を避けんとして行動する事あるべし、されど之を以て唯一の衝動なりとは認むること能はず、或る欲望を達せんとする場合に於ても、苦痛を避けんとする場合と同じく、現在の状態より異なりたる他の状態に移らんとする衝動を感ずる事は相似たれども、苦痛を避けんとするに當りては唯だ現在の状態を免がれんとするを以て根本とすべく、其如何なる状態に移るべきかは第二義たるべし。然るに欲望の目的は或る將來到達すべき状態を確立するなり。斯くて吾人は直接に苦痛の除去を意識せずしてなす舉動多きのみならず、當然苦痛を生ずべきを知りながら、國家のため、親子のため、隣人のために進みて爲す所も尠なからざるなり。

於是論者は曰く、直接に苦痛の除去を意識せざる行爲は多し、されど此等は皆無意識に他の大なる苦痛の除去を目的とせり、是れ何人も其爲さんとする所を禁止せらるれば更に大なる苦痛を感ずるを以て知るべきなりと。されど論者の所謂苦痛は禁止せられて初めて感ずる所のものなり、

無意識に苦痛の除去を求むとする説

誰人か初より禁止によりて感すべき苦痛を豫想して、無意識に之を除去せんとするものあらんや。畫家は好景に對して畫筆を執らんとし、詩人は詩を賦せんとす、吾人は思ふ、これ決して苦痛の除去を求むるに出でたるにあらずと、論者若し之を禁せらるれば彼等も亦苦痛不快を感すべきが故に、これ苦痛の除去を求むるなりと云ふとも、吾人は決して首肯すること能はざるなり。

要之、吾人は快樂を求め苦痛を避けんとする欲望を以てなす行動多き事を認むれども、又た快樂苦痛に關係なき欲望の對象ある事を認めざるを得ざるなり。

快樂論者の言ふ所は快樂を以て吾人が行爲の唯一の動因となすにあれども、これ『苦樂の感に驅られざれば行動せず』といふと、『苦樂の感を伴はざる行動なし』といふと、二個の異なりたる斷定を混同せるものなり、元來吾人が快樂を求むといふは食を求め、衣を求むと云ふと同様に解すべからざるなり。

快樂の條件

らざるなり、快樂は食物衣服の如き有形物にあらずして、意識の一状態に外ならざるを以て、快樂を求むといふは、直に快樂其物を捉へんとするにあらずして、快樂を生すべき條件事情を求むるなり、今快樂を生ずる條件事情を考ふるに、

(一) 快樂は精神若くは身體が**適度の活動** (proportionate activity; angemessene Thätigkeit) をなしたる際に感ずる意識状態なり、活動の過不及は共に不快を感ず。

(二) **欲望の成就** (Fulfillment of desire; Erfüllung des Verlangens) は常に快樂を覺へ、其不成就は**失望** (disappointment; Tauschung) の不快を感ずるなり。

此二個の條件事情は必ずしも一致するものにあらず、適度の活動なりとも、本來の欲望を成就せしめざる時は失望の不快あり、過不及にても欲望を成就せしむれば快樂を感ず、故に身體若くは精神の苦痛を伴ひて然かも欲望の成就に基く快樂往往存するなり、『苦しかつたが愉快だつた』と云ふは此事なり。此二種の條件に基くもの皆共に快樂と稱し得べきも、

分ちて言ふ時は、欲望の成就に伴ふものは喜悅 (Gladdness; Freude) と稱すべく、通常云ふ所の快樂は適度の活動に伴ふものを指すなり。特に通俗の用例は多くは適度の身體活動に伴ふ意識状態を快樂と稱せり、之れ即ち快樂説が往往誤解せられ又た弊害を生じ易き所以にして、又た其が高潔の士より批難せらるる所以なり。

快樂は決して單に快樂なる個物として存在するものにあらず、飲食の快は其胃や腸が之に對して適度の活動をなせし際に得らるべき意識状態なり、然かも其人にして更に珍品を味はんとする欲望を有せし時ならば、其口腹に飽きても、失望に基く不快を免れざるべし。特に社會に於ける文明の進歩と共に生活の必需以上に、欲望の對象甚だ多く、日に益増加するに及ては、欲望の成就と否とに基く快不快は其種類益多くなり、其度も益強くなり行くなり、然らば其所謂欲望 (Desire; Verlangen) とは何ぞや、之を論ずるにつきては欲望の對象を考察するを便なりとす、吾人が欲望の對象は種種あり、或は飲食なることあり。或は旅行なることあり。或

は科學的研究なることあり、或は國家の隆昌なることあり。吾人が身體精神の活動を適用し得べきものならば、何にても欲望の對象となり得べきなり。蓋し吾人が生活せるは的確なる事實なり、生活は即ち活動なり、吾人の生活せりと云ふ事は細胞、神經、血液、内臟等の活動せる事なり、之と共に精神の活動せる事なり、吾人は身體の構造と其現在の状態とに應じて活動し、之と共に精神作用を營むなり、渴して飲み、饑へて食ひ、寒くして衣を求むるのみならず、人と會ひては語らんと欲し、馬を見ては騎らんと欲す、此際に其が幾許量の快樂を與ふべきやを考慮せざるなり、尙ほ小兒の紙鳶を飛ばし、蝶を逐ふと異なることなし、吾人が平生に於て何の快樂を目的とするかを知らずして爲す所多きは、生活に伴ふ活動の發現なるが故なり、而して其活動が適度のものなる時は快樂を感ずるなり。推理思惟の作用は精神活動の一方面なるが故に、吾人は花を見て美を感ずる如く、其構造を知らんと欲す、馬を見て騎らんと欲する如く、又た其體軀の構造を研究せんと欲す。日常の行動に於て衝動

(Impulse; Trieb) によりて動くと共に、或る方面に衝動を規正せんとし、曩に快樂を感じたる活動を記憶して、後に之を反復せんとす、快樂を感じし活動が推理の對象となる如く、苦痛を感じし活動も亦た思惟の對象となり得べし、されど曩に述べし如く苦痛不快を感じるものは不適應の活動にして、吾人の精神又は身體を破壊する傾向を有するものなるを以て、好みて斯かる種類の活動をなす人あらば、其身體精神を破壊して此世に生存せざるに至るべければ、吾人ば自然淘汰によりて適度の活動を求むるものの子孫たるなり、従つて快を感じすべき行動に向ふべき遺傳を有す。されど身體精神に於ける活動の種類多く、従つて其對象を異にすれば、時としては其一を犠牲にして他の對象を得んとすること起り、必ずしも快樂を感じるもののみに向ふと斷言すること能はざるなり。

如斯く、快樂は活動力の實現又は現化 (Realisation) に伴ふ意識状態なるが故に、適當なる範圍内に於て活動力の現はるる事大ならば、快樂も亦た大なり、是故に**快樂は努力** (Effort; Anstrengung) と**關聯す**、吾人は努力抵

快樂は努力と
關聯す

抗の感なくして事業の成就する時は快感を覺ゆる事少きなり。何人も毎回必ず勝利を得べしと定まれる角力、圍碁等の遊戯をなすを快なりとはせず、努力奮闘によりて適當なる範圍内の活動をなして、欲望の對象に到達したる際に、大なる快樂を感じるなり、而して其活動が或る到達點を有し、吾人の之を意識したる時に**欲望**と稱するなり。斯くて欲望の對象は活動力の實現すべき條件なるが故に、若し自己に於て之に相當したる活動をなすこと能はざる時は欲望を有する事なきなり、かかる事業をなさんと企てざるなり。身體衰へたる老人は壯者と共に走らんとはせず、病者は健康者と伍して旅行せんとはせざるなり、もとより老人にして能く走らん事を希ひ、病者にして壯夫の能く行くを羨む事あれども、是は彼等と同一の活動をなし得ん事を希ふ**願望** (Wish; Wunsch) にして茲に謂ふ所の欲望と混同すべからざるなり。是故に欲望の成就は活動力の實現として必ず快樂を感じすべきも、欲望の目的は必ずしも快樂なりとは云ふべからず、活動力の或る實現を目的として必ずしも其快を生ずべき

や不快を感じべきやを顧慮せざること多ければなり。

第八章 行爲の目的

附 個人と社會との關係

吾人は生活に伴ひて活動力を有し、其現はるる所、衝動 (Impuls; Trieb) なる。此等の衝動は種類の類別ありて相異なれども、吾人の精神は統一を求むるものなるが故に、之を統括して吾人の行爲を一定の方向に赴かしむる事となるなり。由りて實際甚だしく其對象を異にし一見相背反するが如き欲望も、其根柢につきて考ふれば、一定の歸趣を有せんとするを見るべきなり、又た一定の歸趣を有すべき筈なりと考へらるるなり。若し總ての行爲が支離滅裂にして、一定の歸趣を有せざる時は、吾人は之を人格 (Personality; Persönlichkeit) あるものの動作と認めず。人格とは人の人たる資格の義にして、自我意識を有し其生活の始終を通じて精神身體の諸活動を統一調整する作用をいふ。道德判斷は人格あるものの行爲に加へらるるなり、之なきものは人間たる價値なきものと認めらる。行

人格

狂人幼兒の如きは人格を缺けりとして其行動に道德判斷を下さざるなり

行爲の目的

善行爲

満足と安心

科学的研究に基く
思慮ある人の
行爲が斯か
る方針歸趣を
有すと説明す

爲が一定の方針歸趣を有するは人として『斯くあるべき筈』の事たるなり、斯く吾人の行爲が常に幅向せしめられんとする一定の方針歸趣は正にこれ吾人の行爲を貫通せる原理なり、總ての行爲の到達點なり、之を稱して**行爲の目的**と云ふべし。吾人は最も有効に此行爲の目的に到達するやう勉むべき筈なり、之に適するは**善き行爲**なり、然らば行爲の目的と稱すべき貫通せる原理とは何ぞや。

吾人の活動は身體精神の二方面に現はるるものなるが、吾人は此等身體精神の活動が十分實現せん事を望むと共に、其互に衝突して相破壊する事を忌むなり、概括して言はば、吾人は**衝動の満足** (Gratification of impulses; Befriedigung der Antriebe) を求むると共に、**精神の安靜** (Composure of mind; Gemütsruhe) 即ち**安心**を求むるなり、吾人の進退舉止皆安心を得、満足を得んとするなり、總ての欲望、總ての行爲に貫通せる原理は**満足と安心**となり。衝動の満足は即ち快樂説の唱ふる所にして、安心靜寂は即ち理性説の稱ふる所なり。此二者相異なるが如くにして然かも道德現象に於て相

べし、之れ正に「かくあり」といふ事なり、之に對して吾人の行爲が正に此方針歸趣に合すべく、然かも最も有効に適合すべきを要すと云ふは「斯くあるべき筈」といふ事なり、此「あるべき筈」は事實に基く歸納的原理にあらざして、吾人の道德的自覺なり、所謂理性の命令なり、此點に於て科學的倫理學は理性説又は直覺説の如く、哲學的説明に根據を有すべき事となるなり

離るべからざるものなり。安心を伴はざる満足は粗笨なり、満足を得ざる安心は死寂なり、共に人の行爲として允すべきものにあらず、之を**満足と安心**となりと云ふは二個の原理を抱きて統一せざるが如くなれども、吾人が精神身體の作用は複雑なる故、此の二要素を備へざるを得ざるなり、誰か甘苦鹹酸の合して一美味を形成するを拒まんや。されど統一を求むるは人心自然の要求なるが故に、學者は此二者を包括したる一概念に之を攝せんとせり。今之を活動の方面より云はば、活動の總ての種類が相侵す事なく相衝突する事なく、相輔けて十分なる效力を發揮すべきものなるを以て、之を**調和** (Harmony; Harmonie) といひ。之を**情調** (Tone of feeling; Gefühlston) として言はば、身體精神全體として適度の活動をなし、適當なる欲望の成就を得、一局部としてはあらで、全體としての快感を得べきものなるを以て、之を一局部の快感と區別せんがために**快樂と幸福** (Happiness; Glückseligkeit) と云ひ。身體精神の活動を十分に且つ相輔成して顯現するは即ち人間の本性を完成せしむるものなるを以

Green (英
國人、1838—
1883)は之を自
我實現 (Self-
realisation) と
しり

善

て之を完全 (Perfection ; Vollkommenheit) と云へり、即ち行爲の目的は調和なり
となす學者と、幸福なりとなす學者と、完全なりとなす學者とあり。此
等は皆同一事項を異なりたる方面より見て名稱を附したるものにして、
名異なれども其實は一なり。予は之を満足、安心と云へり、若し強ひて
一語を以て稱せよと云はば安泰と呼ばん歟、此れ即ち思慮ある人人の生
活行動の根柢に存する一般傾向なり、貫通せる原理なり、吾人の行爲は
之に一致すべき善なり。故に之に一致するものは善にして、之に反する
ものは悪なり。

今翻て考ふるに、人人は決して孤獨の生活を營むものにあらず、必ず相
似たる形體を有し、相似たる精神作用を具する他の人人と集團 (Group ;
Gruppe) をなし、相依り相輔けて生存するなり、斯く多數の人が相輔けて
生活せる集團を社會 (Society ; Gesellschaft) と云ふ、是故に人人の行爲は自己
一身に及ばず影響を以て止まるものにあらず、或は直接に、或は間接に、
他人に影響し、随つて又た社會に影響す。而して吾人が今日に於ける如

社會と個人

き生存の状態は社會にありて初めて爲し得べきものにて、社會の文化を
離れて個人の文化なく、吾人の思想、感情、習慣等多くは社會の其等の
反映に外ならず、即ち社會は單に人類の群集 (Aggregate ; Aggregat) にあらず
して、組織 (System) あり、體制 (Organization) あるものなり、此點よりして社
會を以て一個の有機體 (Organism ; Organismus) と視做すなり

故に吾人は生活體として活動をなささんがためには、自己の身體精神の諸
活動を調和せしむるのみならず、又た社會に於ける各種の活動を調和し
て十分其效力を發揮せしむる事を勉めざるべからず。

以上は吾人の生活状態より見て、客觀的に個人と社會との離るべからざ
る事を論じたるなり、翻つて吾人の精神状態を考ふるに、又た自己と社
會との相離るべからざる關係ある事を見るべし。吾人は生活體として自
己の生命を愛す、愛己的感情 (Egoistic feeling ; egoistisches Gefühl) あるは勿論
なり、されど又た之と共に愛他的感情 (altruistic feeling ; altruistisches Gefühl) 社
會的感情 (social feeling ; soziales Gefühl) の存する事を忘るべからず。自己を意

愛己的感情
愛他的感情
社會的感情

識の中心、行爲の對象として満足するを愛己的感情といひ。他人を意識の中心、行爲の對象として満足するを愛他的感情といひ。社會に對する同様のものを社會的感情といふ。此等は決して單に感情としてのみ存するにはあらざれども、其感情的方面に於て最も直接に吾人に會得せらるるを以て、各種の感情として名づけたるなり、元より他の意識要素を含むものなるを以て、それぞれ愛己心、愛他心、共同心と稱するも可なり。今此等の精神作用の現に吾人に存するを見る、吾人には親子の愛、同胞の愛ありて、此情を満たす事能はずんば已まざるなり、嬰兒の漸く匍匐に堪ゆるものも尙ほ獨居を忌みて人に就く、衆と共にして満足を覺ゆるは人の皆經驗する所なり。愛己説 (Egoism; Egoismus) を主張する者は愛他的感情は皆愛己的感情の變化に外ならずとなし、人間に存する根本的のものには唯だ愛己的感情のみなりとせり、されど此説は十分に事實を説明する事能はざるなり、小兒の發育を見るに初めは専ら其身體を養はんが爲に愛己の動作多く、愛他の情は後年に至りて現はるるなりといふ、され

愛己説

其批評

ど後年に至りて現出するがために、人性に固有ならずと云ふ事能はず、其は唯だ適當なる事情境遇に接せざるため顯現せざるものなるべければなり。智齒は壯年に及びて初めて生ずるものなれども、誰人も其が人間固有のものなる事を拒まざるべし、共同事業の利益ある事を知りて共同生活をなし、因襲久しきに及び習ひ性となりて社會的感情を生ぜしものなりと主張するものあれども、共同事業の利益ある事を認むる迄には必ず共同事業の經驗を積むこと幾年かならざるべからず、既に其初に共同事業ありしとせば、最初より共同心即ち社會的感情ありしとなさざるべからず。經驗を積み必要を感ずるによりて、其程度を増したるのみなり。彼の魚の遊ぎ鳥の飛ぶを見るに、多くは同種類のもの一團となりて生活せるなり、其形態に於て、其生活状態に於て、其習慣に於て、相似たるものは感情の融和する事易く、共同心を惹起するなり、特に人は社會をなさずしては生存する事能はざる身體の構造を有し、愛他的感情、社會的感情あるものは榮へ、之なきものは死滅すべきが故に、遺傳の理より

考ふるも、人類は祖先の性情を受けて、皆先天的に此等の感情を有すべきなり。進化論の説明する所により人間は猿猴と其祖先を同ふすとも、本来社會的感情強くして、團體的生活をなし、相補助せしを以て、益進化して人間となり得しものなりと見るべきなり、各個體個個別に進化して人となり、人となりたる後、生活上の必要を感じて初めて社會を形成せしにはあらず、社會は實に生物が進化して人類となるに必要な條件たりしなり。小なる社會は合意の契約により相合して大なる社會となり得べきも、社會其者は、本来全く孤立して存在せし人間が契約によりて集合し茲に初めて成立せしものとは見るべからず、斯くて吾人に存する愛他的感情、社會的感情は人間固有のものなりと思惟せざるを得ざるなり。

斯くの如く、人間生活上の客觀的關係より見るも、又た主觀的精神狀態より考ふるも個人と社會とは相離るべからざるものなるが故に、吾人は自己の活動を完からしめ、自己の満足、安心を得んとせば、必ず他人の

爲に盡くし、社會のために盡くさざるべからず。自己と社會とは實に表裏不離の關係にあるものなり、十分に自己のために盡くすには、社會のために盡くし、他人のために盡くさざるを得ず、社會のために盡くし、他人のために盡くすは還た自己の爲にも盡くす事となる、要する所は自他の活動をして相互の間に十分なる調和を得せしむるにあり。故に自己、他人、及び社會の總ての能力を調和して十分に發揮するを得せしめ、全社會の人人に満足安心を得しめんとするは正當に吾人の行爲を貫通する根本目的たるべきものにして、之に適する行爲を以て善行爲となすべきなり。

第九章 至善

The ultimate Good; das höchste Gut; Summum Bonum.

善行爲とは自己、他人及び社會の諸活動を調和して、然かも之を十分に發揮せしめ、全社會の人人に満足、安心を得しむべき行爲なる事前章に説きたる所なり。今更に之を考ふるに、社會に於ける各個人が全く現在の状態に安心し満足せるならば、社會に於ける諸種の活動の大部分は起らざるなり、世の人人が自然に現はれ來る儘の、状態に満足し安心せずして、或る他の状態に達せんとするために、其身體を勞し、其精神を役するなり、即ち人間社會に於ける諸種の活動は現在以外に欲望の對象を有し、之を以て更に安心満足を得べき状態なりと思惟せるによりて起るなり。於是理想(Ideal; das Ideal)あり、理想とは吾人が實現し得べき思惟上缺點なき状態を云ふ。倫理上の理想とは現在吾人の生活上に存する如き缺點のあらざる、諸活動調和の状態なり、換言すれば現在に於けるより

理想

複雑と統一

も、大なる満足と大なる安心とを得べき状態をいふなり。吾人は理想を實現せんがために活動力を催進し、努力をなすなり。されど理想は固定不變のものにあらず、思惟上缺點なしとする状態は吾人が知識經驗の増加に伴ひて變じ來るものなる故、曩に吾人が缺點なしとして希望せし境遇も努力奮勵によりて稍之れに近きもの實現せらるるに至らば、直に其缺點發見せられて、此者眞に満足と安心とを得べき状態ならざるを認め、更に他に完備したる状態を理想として思惟す。かくて理想は漸次に前進するを以て、吾人は更に活動力を發揮して此の新なる理想の境地を實現せんとす、斯くて活動をなすには常に複雑の裡に統一を保持せしむ、**複雑**(Multiplicity; Vielheit)とは活動をなす内容材料の多趣多様なるを言ひ、**統一**(Unity; Einheit)とは此等多趣多様の内容を連絡統括して一個の活動たらしむるをいふ。複雑にして統一を缺かば活動は支離滅裂となり一個の活動として存する事能はず、統一にして複雑なる内容を缺かば之れ單一事相のみ、統一にあらず、又た活動にあらざるなり。活動の行はるるには必

進歩

す複雑の裡に統一を具備す、於是活動の進移と共に複雑は彌々複雑を加へ、統一は益々統一を完ふし、活動は益々其の力を加ふべきなり、吾人は之れを稱して**發展**又は**發達** (Development ; Entwicklung) と云ひ、又た**進歩** (Progress ; Fortschritt) と稱す。活動をなすに當りて其發展の目的とする所、複雑を加ふる事一層統一を持する事一層なる状態は即ち理想なり。而して既に發展せしむといふ上は發展すべきものの存在するは勿論にして、之を發展せしめんとするには、之を保護して其成立を害する條件事情の出現を防がざるべからず、之を**維持** (Maintenance ; Erhaltung) といふ。故に發展には其必要條件として必ず維持を包含すべく、個人及び社會の維持を危くするときは決して満足、安心を得ること能はざるなり。吾人が吾が身體精神の諸能力をして此意義に於て維持發展せしめ、又た之と共に社會の諸能力を維持發展せしめ、自己の活動と社會の活動と皆其所を得て、十分な活動をなさしめ、自己と共に社會の人人をして、満足と安心とを得しむる事が善にして自己の爲し得べき限り、此目的方針に盡力するを**至善**

維持

至善

(summum bonum) と云ふなり。

自己及び社會を十分發展せしむる事を善なりとするも、自己の發展と社會の發展とは其條件を異にし、相衝突する事なきか、若し之あらば如何にすべきかの疑問起る。元來個人と社會とは離るべからざるものなり、個人を外にして社會なく、個人の維持發展を害して社會の維持發展の完かるべき筈なく、社會全體の活動害せられて各個人の活動十分なるべき理なし、原則としては個人の活動は必ず社會の活動と調和すべく、各個人の満足安心は他の人人の満足安心と調和すべきなり。則ち調和すべき筈なれども事實は必ずしも然らず、或る個人の異常なる發展は他の個人を害し併せて社會全體の發展を妨ぐる事あるべく、或は社會全體の維持發展に必要な條件は、或る個人の維持發展を妨ぐる事あるべきなり、之を社會と個人との衝突といふ。是は變態として見るべきなり、此衝突の變態を解決するにつきては社會と個人との關係につきて更らに深く考慮するを要す。元來社會は一個の有機體にして、個人は其部員 (member) ;

個人と社會との衝突

個人と社會との關係

Organ) ならば、其關係は恰も人體と其諸機關 (Organs ; Organen) との關係の如し、各機關の能力十分に發揮せられて身體の元氣益旺盛なるべきなり。されど或る機關が異状を呈し全身の維持發展を害すべき虞ある時は、或は藥劑を用ひ、或は手術を施して之を控制し、或は之を除去する事もあるべく、或は重要な職能を營む某機關を保護せんために、他の機關を犠牲にする事もあるべし。社會につきても亦た此の如し、個人相互につきて言はば、各獨立の人格を有して相犯す事あるを許さざれども、社會全體の維持發展のためには、個人の自由行動を束縛する事もあるべく、或は某の個人を犠牲として他の個人を保護する事もあるべし、即ち社會全體の維持發展を第一位に置き、個人を第二位に置くべしとなすなり。されど更に之を考ふれば、社會と個人との關係は身體と諸機關との關係と全く同様なりとは云ふべからず。人體の諸機關は身體の現狀によらずしては生存する事能はず、腦髓、心臟、肺臟、胃、腸の如き主要機關は勿論の事にて皮膚筋肉等も身體の他の部分と離断しては生活力を失し、

同一身體にありても其部位を變じ其職能を交換すること能はざるなり。個人の社會に於ける状態は之と異なり。個人は今日の状態にあつては身體の構造よりするも、人心自然の要求よりするも、又た交通の便なる今日の實狀よりするも、全く社會を離れて生存する事能はざれども、一時社會の他の部分と離隔し得ざるにあらず、又た社會の現狀を變更しても生存し得ざるにあらず、個人の社會に於ける地位と職能とを交換し得ざるにあらず。時には或る個人の理想を實行せんがために、社會の制度組織を變更したる事もあり。即ち社會其者を全く離脱する事能はざれども、社會の現狀と離るべからざるものにはあらず。却つて意識を有して活動をなす基礎は個人にあるなり、行爲は即ち各個人の行爲なり、文明の進歩、知識の増大と共に、社會に於ける人人の活動は益々意識的、自覺的となる傾向を有す、これ近世思潮は自我の覺醒にありと唱ふるものある所以なり。斯くて傳説を疑ひ古例を排して自己の理想を建設せんとするため、學問は進歩し、産業は興起するなり。されど如何に個人の權能を主

張するも吾人は社會をなして初めて生存し得るなり、人間としての生存は現社會を離れてある事能はず、之を改善し、發展せしむるにしても、兎に角、現在自己の組成せる社會内に於て行動せざるべからず、而して社會の存在及發展に必要な事情は宏大にして複雑なり、各人一個の力にては如何ともすべからざるものあり、偉人豪傑と雖も一人の力を以て世運を轉換する事能はず、若し自己一人の發展を中心とし、自己の存在を基本となし、社會の活動をして悉く之に適合せしめんとせば、事毎に扞格するを免れず、則ち自己の維持發展を害し併せて社會の維持發展を害するに終る事となるべし、故に極端に社會と個人と衝突したる場合には個人は社會の維持發展のために讓歩すべきなり、即ち社會の維持發展に必要な條件を知悉し、自己の活動を之に適合せしむべきなり、而して實際に於て如何なる程度まで社會を自己の主張に適合せしむべきか、如何なる程度まで社會に讓歩すべきかは思慮と經驗との決定に待つべき者にして一般の法則を示すこと能はず、これやがて人間社會の活動の微

妙なる所以にして、又た之を裁斷すべき賢人君子の貴き所以なり。而して人間が現在の有様にては確然たる組織を有する社會の最も大にして又た最も有力なるものは國家 (State; Staat) なり。國家とは一定の土地に住し、一定の制度法律を有し、統治者によりて規定せらるる多數人衆の形成したる一社會をいふ。個人は國家の範圍内に其活動をなし、國家を通じて人類全體に對して活動す。現今の状態にありては人類全體の關係交渉は尙ほ未だ緊密ならざる所あり、團體としての有機的體制尙ほ整はざるが故に、個人の活動と最も密接なる關係を有して相輔くる者は國家なり、吾人は國家の一員として國家の發展と調和して自己の發展を圖らざるべからず。國家の統治者は國家並に其成員 (constituent; Bestandtheil) たる各個人の維持發展を圖ると共に、人類全體の發展を圖り、學術、發明、發見、運輸、交通、慈善等の事に力を用ゐ、人類の物質的及精神的進歩に盡力すべきなり、斯く人類全體の維持發展に盡力するを人道 (Humanity; Humanität) といふ。國家が如何にして其職能を盡くすべきか、將た何事

を其成員たる個人に命すべきかは政治學、法律學に於て研究し。個人が自己に對し、他人に對し、國家に對し、人類全體に對して如何なる行爲をなすべきかを研究するは倫理學の範圍なり、倫理學と政治學、法律學とは截然區別し得ざる所あるなり。

吾人が目下の状態にありては個人が身體精神の活動も、社會全體の活動も、共に不十分なり不完全なり、今より一層高度の發達をなせる状態に向ひて勇往精進せざるべからず、此思惟せられたる高度の發展の境地にして現在よりも大なる満足と安心とを得べき状態は即ち善の理想 (The Ideal of good; das Ideal des Gutes) にして、之に向ひて自己の力の能ふ限り勇往精進するを至善 (summum bonum) とす、宗教にありては總ての點より見て間然する所なき實在 (Reality; Dasein) を思惟して、神又は佛陀となし、之を渴仰し、之に近づかんとするを以て至善となすなり。

第十章 善と幸福

善とは人性に具有する諸活動を圓滿に發展せしめ、社會に於ける諸種の活動を調和せしめ、社會の人人に適當なる欲望の満足を得せしめ、安心を與ふるにありと云へり、而して又た欲望の成就したる所、活動力の適當に實現したる所には必ず快樂を感じるものなる事を述べたり。是故に善行爲は常に快樂を伴ふべし、然かも其は一部分の活動の實現より起るものにあらずして、人性に具有する活動の調和的發現より來るものなれば之を稱して幸福 (Happiness; Glückseligkeit) といひ、以て善に伴はざる快樂に分つなり、是亦既に述べたる所なり。されども幸福の吾人に感ぜらるる所は快樂としてのみ、其真正の幸福たると卑むべき快樂たるとを甄別するは、快樂自家の力にあらずして善にあり、善を離れて幸福を認むる事能はざるなり。論者或は曰く、吾人は同じく稱して快樂と云ふも、活動の種類と其相互の關係如何とによりて、快樂の資質を異にせり、一部

分の活動に偏したる快樂と、調和統一を得たる幸福とば其主觀的標識に於て異なる所ありと。げに快樂の間に資質の差ある事は既にミルの明言せし所なり。單純なる活動に伴ふ快感と、修養訓練を経たる活動に伴ふ快感との異なる所あるも亦た人人の認むる所なり。されど其一を以て他より劣れりと判断するは兩者の經驗を累ねたる後に於て知るべき事なり、唯だ其一のみを味ひ、若しくは久しく之に慣熟したるものは、他の種の快樂を知らず、若しくは初めて之を味ふも却つて之を厭ふことあるべし。藝術の趣味につきて言ふも、修養訓練を経たる後に至りては曩日の趣味甚だ卑かりし事を耻づべきも、若し修養奮勵する事を勉めずんば、曩時の趣味を以て満足し、之を至大の快感と思惟し終ることあり。理想を追ひて奮勵邁往すればこそ修養により作善によりて得たる快感の、其以前に快樂として歡びし所に勝る事を知り得るなれ、若し理想に向ひて奮勵邁往する事を勉めずんば、吾人は一部分に偏したる快樂を以て満足し安心する事となり了るべし。即ち眞に幸福を味ひ得ることは善の理想を逐

カントの所謂善意志に基づく行為なり

ひ、至善を求好する事によりて得べし、善を離れて眞正の幸福なりや否やを知ることは能はざるなり。況や不完全なる現今の社會にありては個人の活動と社會の統一作用とは調和を得難くして往往衝突することあり、各個人の維持發展に要する條件相衝突することもあり、又た各個人の善を行はんとする念慮堅からずして、往往他を損しても自己の維持發展を圖らんとするものあり、之がために社會のために盡くさんとする行為は自己一人の維持發展利害得失と伴はざる事多く、時に殺身爲仁の行を要し、或は獻身奉公の擧を要す、是れ志士仁人の至誠に基くとするも、其苦痛多くして快樂少なきは論ずる迄もなし、假令へ其赤心を満足せしむるに於て志士仁人に取りては寧ろ幸福と感せらるるとするも、是れ實に衷心善を欲するに由て爲し得べきものにして、幸福其者を目的として行ひ得べき所にあらざるなり。

如斯、善を行ひ社會の維持發展をなさしめんが爲に自己を損し、時には其身命をも擲たざるべからざる場合を生ずるは、人人が皆至善を行はん

事を勉めざるに由る事多きなり。人人各自皆善の理想を實現し、社會と個人との活動を調和して、圓滿に發展せん事を勉めば斯かる事態を生ずること稀なるべし、或は天變地異のために、他人を救はんとして身命を擲つ事もあるべく、或は正心誠意善を行はんとする人人の間に意見の相違を生じて衝突を惹起する事もあるべしと雖も、そは異常の場合なり、常態にありては人人相輔けて善に進むべきなり、然らば何故に世の人人は各自善を行ふ事を勉めざるや、善は吾人の稟性を圓滿に發展せしめ、是によりて幸福を感ずべき者なりとせば、人人喜びて善を行ふべき筈なるに、却つて之を以て苦痛なりとし、窮屈なりとして厭忌するものあるは何ぞや。思ふに此には二個の理由あるべし。其一は吾人が身體精神の諸能力は自然の儘に活動せしむれば調和を保持し得ざるが故に之をして調和的活動をなさしめんとせば、或者を策勵して盛ならしめ、或者を抑制して鎮止せしめざるべからざるより任意放逸なること能はずして苦痛を覺ゆるなり、加之善の理想を實現せんために更に内容を豊富ならしめ、

善を行ふを窮
窟なりとする
理由

統一を完ふせんとするに於ては大なる勞苦を要すべきなり、其二は善を行ふに當りては同情 (Sympathy; Mitleid) 博愛 (Philanthropy; Menschenliebe) 等の高等なる情操と共に弘毅なる丈夫漢の氣力を養成して之を實現せしめ、又た自己の活動を規正して他人及び社會の維持發展を圖るために種種なる障礙を排除せざるべからずして、共に大なる努力を要し、此亦た苦痛を覺ゆるなり。斯くて善を行ふためには幾多の努力と苦痛とを要すれども、吾人は當に求むべき人生の目的を遂行せんがために、此努力を敢てし、此勞苦を忍ばざるべからず、これ善が直に快感なる幸福として現はれず、幸福に由りて善を求むべからざる所以なり。されど又た一方より考ふれば、善は人性の調和的發展にして、身體精神の諸活動の圓滿なる實現なり、吾人が理想の發現なり、而して活動の實現と欲望の成就とは常に快樂を感すべきものなるが故に、吾人にして修養を積み、其身體精神が適當なる状態に達すれば善を行ふによりて必ず快樂を感すべきなり。此境地に達すれば善行は直に幸福なりと云ひ得べし。此れ即ち『樂善』の境

ヂヤネの説

地にして、「従心所欲不踰矩」の境遇なり、「心廣體胖」の境界なり、是れ正に修養の極致なり。故に古來幸福を以て人生畢竟の目的なりとしたる學者も尠なからず。ヂヤネ Paul Janet 佛蘭西人 1823—1899 は曰く、善は完全なり優秀なり、此完全を有するの感、此完全を持するの歡喜は即ち幸福なり、かくて善は完全と幸福とより成る、既に幸福を以て通常の快樂にあらずして完全と優秀とに伴ふ感情なりとせば以て人生の一目的たるべしと。氏は斯くして完全と優秀とを持する快感は自から他の快樂と異なるものとして意識に現はると見しものなれども、實際に於て高尚なる理想なく唯だ目前の快樂を得て満足せる者の如きも、之に満足し、之に安心せるに於ては自から以て幸福なりと信すべきが故に、予は幸福の快感を以て善の標識なりと認むる説に同意する事能はず、至善に達せん事を勉め、其陪果として幸福を得べきものと考ふるなり。吾人は自己の能ふ限り善の理想に向ひて努力する事を勉むべく、之によりて得べき幸福を直接の目的となすべからざるなり。

第十一章 善の變遷

至善とは吾人が能ふ限り善の理想を實現せんとして勇往邁進するにあり。されど曩に述べたる如く、吾人の思想感情は其生活せる社會の影響を受けること大なるものにして、現時に於ける人々の心身の諸活動を如何に調和すべきか、個人の活動と社會の活動を如何に調和發展せしむべきか、社會に於ける各個人は如何なる状態に安心し満足すべきか等は、文化の程度、社會組織の如何によりて異なるべきが故に、善の理想とする所は邦國により時代によりて異なるべく、人人の境遇によりても異なるべく。又た人人の稟性によりて此理想を實現せんがために努力邁進する程度と方法とをも異にすべし。即ち其原理より概括して同じく至善といふも、其内容に於ては人々相異にして決して同一なること能はざるなり。吾人は各自其在る所の社會に處し、自己の境遇實力よりして成るべく高遠なる理想を抱き、之を實現せんために爲し得る限り勇猛精進するを要

す、故に某の時代、某の地方に於ける善の理想を以て直に他の地方、他の時代に適用すること能はず、其時勢を考へ、其社會の狀態を觀、其歴史の變遷の迹を稽へ、其個人の性情を察して後、之に適合すべき最高の理想を定むべきなり、故に實際に於ける吾人の守るべき道德即ち善行爲は社會の進歩と共に進歩變遷すべきものなり。或る時代に於て善行爲となせしものを、後の時代に許すべからざる行爲となす事あり、昔時は自己の力によりて君父の讐を報復するを美事とし善行として獎勵せしも、今日之を禁ずるは社會制度の變更に基くなり。パウレン (Friedrich Paulsen, 獨逸人、1846—1908) 曰く世に具體的にして總ての場合に妥當なる道德 (allgemeingültige Moral in concreto) はあらざるなり、人と云ふ普通の模型が實際人々によりて異なる狀態を呈するため各自特殊の道德を要するなり、道德の普遍的規則より直接に應用し得べき訓誡を作らんとせば、其の特殊の稟性と特殊の生活條件とに適合するを必要とす。營養に關する醫術的規則がエスキモー人と黒人とに於て其趣を異にするが如く、道德の法

パウレンの
語

則を實地に適用するには、歴史的になれる社會の狀態と、其生活條件とに適合する事を要すと (System der Ethik)。蓋し是の謂なり、同一の社會にありても教育あり、地位あり、資産あるものは其善とする所、境遇之に及ばざる者の善とする所より進歩したるものならざるべからず、高尚なるものならざるべからざるなり。

論者或は難じて曰く、善は一のみ、道德に變遷なし、誰か誠實の善にして、虚言の惡なるを知らざらんや、何人か仁惠の善にして掠奪の惡なるを疑はんや、之れ古今東西に通じて渝らざる所なりと。然り吾人は決して論者の言を拒まず、善は其原理より見れば一なり、古今を貫通して變ずる事なし、是れ即ち本書に於て既に屢論せし所なり。されど之れを實際の生活に適用し、日常の行爲を規定するに至りては、其手段方法に於て古今東西國勢人情の異同によりて變易なきを得ず、同じくこれ誠實なりと云ふも、之を實地に適用するに於ては事業の性質によりて其運用の手段方法を異にせり、軍人と商人と工業家とは其誠實の内容を異にし、

原理を同ふし
内容を異にし

其實行の手段を異にせり、故に善は其原理より言はば一にして、其適用の手段方法より言はば變遷あり、其形式より言はば古今を通じて一にして、其内容より言はば國により、時代により、人によりて變易あり。吾人は固より往昔人文未開の世を以て黄金時代となし、今日を以て洸季となすものにあらざれども、又た今日の社會狀態を以て缺點なしとして謳歌讚嘆するものにはあらず、識者の指導と多數人の努力とによりて、一般の傾向は缺陷を減少し弊害を除き、諸種の活動を調和して、社會の人に満足安心を與へんとする方向に赴けりと信するなり、然かくなるべき筈なりと信するものなり。即ち厭世觀 (Pessimism) を取らず、樂天觀 (Optimism) を採らずして、改善觀 (Meliorism) を取らんとするなり。斯く論じ來らば善は人人によりて異なりて全く捕捉する事能はざるが如きも、實は然らず、吾人は社會の裡に生存し、生活に要する物質的條件より思想、感情、意志に至るまで皆社會の影響を受くるものなるが故に、現在の社會に生存せる人々に取りては其有形無形の活動に於て到達し得

べき事項の程度大同小異なるが故に、同時代、同社會につきての善行爲は略、定むる事を得べきなり、勿論之を其異なる方面より見れば大に異なる所あれども、現在の社會に生存せる人人につきての大體の方針を指示する事を得べし、之を論定するを義務論 (Deontology; Pflichtlehre) とす。

第十二章 權利及び義務(本務)

權利 義務
善といひ、
悪といふは、
行為の性質、
状態に關する
評價なり、さ
れど便宜上直
に行為を指し
て、善といひ
惡といふ。權
利義務は行為
に關する條件
規定なりされ
ど説明の便宜
上、直に行為
を指して權利
なり、義務な
りと云ふなり

權利 (Right; Recht) とは人人が爲して可なる事なり、即ち許容 (permit; erlauben) せられたる行為なり。義務 (Duty; Pflicht) とは吾人が爲さねばならぬ事、又は爲してはならぬ事なり、換言すれば強制 (ohlig; verbinden) せられたる行為にして、爲さねばならぬ行為と、爲てはならぬ行為との二種に分かる、前者を命令 (command; Geboten)、後者を禁止 (Prohibition; Verboten) といふ、負債を償却せよ、恩に報せよと云は命令の強制にして、他人を傷害する莫れと云は禁止の強制なり。吾人の行為は何事が必ず許容せられ、何事が必ず禁止せらるゝと定むる事能はずして、事情境遇によりて異なるなり。談話の如き、飲食の如き、沐浴の如きに見るも、時と場合によりて許容せらるる時と、命令せらるる時と、禁止せらるる時とあるなり。而して何者が吾人の行為を許容し、強制するかを考ふるに、法律上のものと、倫理上のものとあり。吾人は國家の一員として國家の維持

近時、國際
法をも包括し
て法律の定義
を下さんとす
るため、國家
の主權者が強
行すといふ語
を避けんとす
る學者多し、
されど此がた
めは法律の定
義に甚だ茫漠
となり、注意
を免れず、國
際法に於て
此處には國內
法に關する定
義を用ゆ

發展に協力し、其權威に服従するを要す、法律 (Law; Recht) は人の行為に關し國家の主權者が強行 (anforce; zwingen) する規定にして、或る事項を許容し、或る事項を強制するなり、是れ即ち法律上の權利及び義務なり。又た既に述べたる如く吾人は自己の力を盡くして善の理想に向ひて勇往奮進するを要す、於是善の理想に照し鑑みて許容すべき行為と、強制すべき行為とあるなり、是を倫理上の權利及び義務となす、倫理上の義務は法律上の義務 (Verpflichtung) に區別せんため又た本務とも云へり。法律上の權利義務は法律に基きて起り、法律によりて存するものなり、權利とは法律の許容(又は保護)により、他人に對して爲し得べき行為の限界なり。法律は人人の間に於ける行為の關係を規定するものなるが故に、權利は義務と離るべからざるものにして、或人の權利は其相手に義務あるによりて行はる、又た或種の權利を有するものは之と共に或種の義務を帶ぶる事となるなり、即ち義務とは法律の人々に課する作爲若しくは不作爲 (Doing or cessation; Thun oder Unterlassen) の強制なり。

法律に於ける權利、義務の關係につきて言はば一般には權利を重んじ、國民には某種の行爲を許容し、之を保護して其權利となす、故に又某種の義務ありとなすなり。然るに倫理上の權利、義務(本務)は之と趣を異にせり、道德の方面には國家の主權者の如く一定の法則を設け、權力を以て之を強制するものなきなり、吾人自から善の理想に鑑みて、或種の行爲は人として必ず爲すべきものなり、又た爲さざるべきものなり、又た或種の行爲は當然許容せらるべきものなりと決定するなり、是故に法律の他律的 (heteronomous; heteronomisch)なるに對して、道德は自律的 (autonomous; autonomisch) なりと云ふなり。而して倫理學に於ては通常義務(本務)を本として權利義務の關係を説明するなり、即ち倫理上の義務(本務)とは善の理想を實現するに必要な行爲の規定なり、随つて強制せらるるなり。倫理上の權利とは義務(本務)を實行するに必要な條件を處理する行爲の規定なり、随つて許容せらるるなり。略して之を言はば義務(本務)とは至善に達する方法として切要なる行爲なり。權利とは義務を實行せんがため

宇宙を主宰する神ありて善を命じ惡を禁ずと唱ふる朝者あれども是は宗教上の問題にして、茲には論ぜず

法律は他律的

道德は自律的

倫理上の義務

倫理上の權利

に當然取るべき行爲なり。假令へば國家の發展を謀り人人をして満足安心の境地にあらしむる方法としては人人互に相輔け誠實ならざるべからず、之れ吾人の義務なり、之がために種種の云爲行動をなし、又た之を妨げんとするものを却くる事を必要とす、是れ吾人の權利なり。一家の維持發展のためには父母妻子の生活健康に必要な方法を講ずべし、之れ戸主の義務なり、之に必要な衣服食物を使用する事は其權利にして、又た此等の物資を得んがために、勤勞をなして適當の報酬を得且つ之を使用する事も其權利なるなり。斯くの如く權利は義務に附隨する條件なるが如く述べしと雖も、是れ實は説明の便法に外ならずして、理論上より考ふれば倫理上の權利は必ずしも義務に隨從するものにあらず、他の方面より考ふれば權利は義務を包容し、義務は却つて權利の一種なりとも見らるべきなり。蓋し權利、義務(本務)共に善を基礎として存立するものにして、善の理想を實現するに適する行爲は皆吾人の爲して可なるものなり、之をなすは許容せられ

たる事なり、即ち權利なるなり。されど實際に於て如何なる事項、如何なる程度まで爲して可なるか、其は善の理想に背反せざるか、其全き範圍を規定して人に擧示する事は、社會の事物の複雑にして、事情の錯綜せるため、極めて困難なる事にして殆ど不可能と稱すべきなり。之に反して**先賢の教訓**と、**識者の指導**と、吾人の經驗、學問、推理とによりて、吾人が至善に達せんとするには如何なる方法徑路を取らざるべからざるかは稍々明瞭となるべし。是れ即ち**至善に達するに最も有效なる徑路**にして、吾人が人生の目的を完成すべき點より見て、**強制**(Obligation; Verbin-pung)を帶び、人として本來行ふべきものなれば之を義務(本務)と云ひ、之を實行するに當りて必要なる行爲の範圍を總稱して倫理上の權利と稱するなり。

如斯、法律と倫理とは權利義務に關して立論の基礎を異にし、倫理學に於ては主として義務(本務)を説きて權利を説くこと稀なり、これ其立脚地の異なるによるものにして、倫理學に於ては原則として人は互に善を行

君子之德風、
小人之德草、
草上之風、必
偃。論語卷六
顔淵第十二

ひ至善に向ひて邁往奮進すべきものなりとす、故に各人に對し善に達すべき方法たる義務(本務)を教ゆるを第一とし、對手が我に對して惡を行ひ害を加へたる時は如何にすべきかの問題は第二位に置きたるなり、寧ろ己が誠意正心善を行ふ事によりて對手を風化して共に善に進まん事を期せるなり。法律は國家の安寧秩序を維持するを目的となすが故に、國民の權利を保護し、其維持發展、即ち利益を援くるを第一位に置きたるなり。倫理學にありては對手の共に善人たるべきを豫想し、法事の規定にては對手が善人ならざる場合を豫想す、此れ其異なる所なり、されど法律とて個人の權利を保護するを以て根本となし義務を命ずるは唯だ其附隨たるに過ぎずとなすものなりとは言ふべからず、法律にありても國民は國家の主權に對して絶對服従の義務ありとし、兵役及び納税の義務の如きは孤立義務 (absolute duty) なりとす。又た法律を以て個人の利益を保護し、他人の之に對する義務を強行すと云ふも、對手が守るべき義務ある限界に於て權利を保護するなり、對手に法律上又は倫理上の義務全くな

き所に個人の權利を認めて有效ならしむることは不可能なり、法律は權利を主とすといふは立法の形式につきて言ふものにして、權利の起源につきて言ふにあらざるなり。

倫理上の義務は善を行ふに要する適當なる方法なり、人の人たる所以のものを遂行せんとするに當りて由るべき徑路なり、儒家は之を道といふ、吾人の心に感ずる所に於ては道なる語は義務若しくは本務なる語よりも大に味あるを覺へ、隨つて道として説く方大に人心を動かすに適切なるを感ずるなり、されど漢語の道には種種の意義用法ありて、或は宇宙の本體を云ひ、或は哲學的原理を指し、或は教義の意に用ゐ、或は爲政の方針を云ひ、或は倫理上の義務を云ふなど、其内容多義なるため、之より生ずる混雜を避けんとして義務又は本務なる語を用ゆるなり、自己に對する義務とは己を修むる道なり、父母に對する義務とは父母に事ふる道なり、他人に對する義務とは他人に交はる道たるなり、其實に於て異なることなきなり。

理論上、善とは自己、他人及び社會の維持、發展を圖り、人人をして満足、安心を得しむるにありと論斷するも、實際生活に於ては如何なる場合に、如何なる行爲に出づる事が最も適當なるべきかを決定するには、多くの智識と經驗とを要する事にして、先賢の教訓と世人の性情と、國家、社會の慣習、歴史等を研究したる上に於て論定すべく、之を研究するは實踐的倫理學に於ける義務論又本務論 (Deontology; Pflichtenlehre) の職能なり。吾人は斯くして論定し、世の識者が一般に當然なりと認めたる義務の規定を恪守履行すべく、之を守る事が即ち**實踐的善** (practical good; praktisches Gut) たるなり。故に理論上より見れば義務は善を基礎とし、目標として規定せられたるものなれども、實際に於ては義務を恪守する事が善行爲たるなり。斯く先賢識者の教訓を遵守するに於て道德的行爲は他律的となるなり、されど此は其外觀につきて言ふ事にて道德は其根本に於ては自律的たるを失はず、自律的善を遂行して誤らざらんがために、先賢識者の教訓を用ゆるなり、自律的行爲をして其目的を完からしめんが

ための他律的規定なり、自律と他律と圓融合一する事となるべきなり。而して義務の規定に合するや否やによりて行爲を區別する時は、之に適合するものを正 (right; recht) と云ひ、之に背反するものを邪 (wrong; unrecht) と云ふなり。

カントが義務のために義務を履行する事のみ真に善なりとなしたるは實踐的善につきて言ひたるなり、されど氏は道德に全く自律的形式を帯びしむるため、義務其者は實踐理性 (praktische Vernunft) の直接命令によりて指示せらるるものとなし、自律に始まり自律に完成するものとなしたるなり。

支那に於ける孟子荀子の性善惡論を考ふるに、孟子が人性を善となし、荀子が之を惡となしたるは、善惡と云ひ仁義と云ふ概念につきて其見解を異にし、孟子は其理論的根據を言ひ、荀子は其實踐的方面を云ひたるものなり。孟子は人心に惻隱、羞惡、辭讓、是非の四端(惻隱之心、仁之端也、羞惡之心、義之端也、辭讓之心、禮之端也、是非之心、智之端也)

あるを認め、之に調和的發展を施せば善となり、仁義の行を生ずべきを見て人性は既に善の根柢を有せり、之を其本質に隨ひて發展せしむれば善行爲を現すべきが故に、性は善なるなり、仁義は既に人心内に存するものなりと説きたるなり。荀子は之に反し、人心は其自然の儘に放置すれば調和的發展をなす事難く、偏險不正、悖亂難治となるべきを見、善は此の亂雜なる人心をして、正理平治を得しめんがために、聖人の作爲し、教説し、修養せしめし結果なりと思惟して僞即ち人爲的狀態なりとし、人性は自然の儘にては之に違ひ易きが故に惡なりと説きしなり、即ち荀子の所謂善は實踐的善なり、聖人の制定せし善行爲の法則、即ち義務(本務)の規定に従ふを以て他律的修養になるものなりと云ふなり。人性若し自然の儘にて調和的發展をなすものならば、聖人の教も禮義の修練も必要なからん、されど本來調和的發展をなし得べき素質なきものならば教訓も禮義も施すに由なかるべし。至善は偏險となり易き人性の諸活動を調和し、誠意正心自律的に善の理想を實行せんため、其正當なる方

法として聖賢の教訓を遵守するによりて成るものにして、茲に自律、他律の圓融合一を見るべきなり、孟子、荀子の論ずる所、各其一面につきて説を立てたるなり。而して孟子が人性善と説きたるは人をして喜びて善に向はしめんとするものにして、荀子が人性惡と説きたるは、人をして禮義を重んじ修養を貴ましめんとするなり、共に世人を導きて仁義正善に赴かしめんとするに外ならざるなり。

第十三章 確定義務及び不確定義務

確定義務

不確定義務

チャネの論

義務は善に達する方法として吾人が爲し能ふ限り遵守履行すべきものなれども、義務の種類によりて其強制の程度に差違あり。於是分ちて**確定義務** (definite duties ; bestimmte Pflicht n.) 及び**不確定義務** (indefinite duties ; unbestimmte Pflichten) の二となす。前者は嚴峻に遵守履行すべき事を強制せられたるものにして、納税兵役の義務、負債の償却、不殺の戒の如き其例なり、後者は人として履行する事を要するも、其大小取捨は各人の随意なるものなり。慈善事業、精神修養等の如し。此區別は Wolff (獨逸人、1679—1754) 以來學者の認むる所なれども、又た甚だ曖昧不明瞭なりとして撤去すべしと論ずる學者も多し、チャネ (Janet) の如き其一人なり。其説に曰く、義務は各人が其力を盡くして履行せざるべからざる所のものなり。不確定にして取捨随意なりと云ふは既に義務の根柢に反せり、履行せずして可なるものは義務にあらざるなり、負債を償却する事、人を

殺さざる事の如きは、確定義務にして、思想を高尙にする事、他人を恵む事の如きは不確定義務なりと云ふも、思想を高尙にし、他人を救恤し得べき地位境遇にありながら、之を行はざるものは義務を缺きたるものなり、既に之を爲し得べき境遇にあらば、此は其人に取りて確定義務たるべし。負債を償却するは確定義務なりと云ふも、何日、如何にして償還すべきかは不確定なる事あり、不殺は確定義務なりと云ふも戰場に臨みては敵を殺傷せざるべからざるにあらざるや、若し他人の厚誼によりて自己の事業を補助せられたる場合の如き、之に酬ひざるべからざるは確定義務なりと云ふも、如何にして酬ゆべきかは不確定なり、確定義務、不確定義務の別は義務其者の性質に存するにあらずして、其關係する對象によるなり、金銭物品の貸借の如きは有形物を取扱ふ場合なるが故に、其數量價值に於て確定なるのみ、他人の親切好意を受けたる場合の如きは數量を以て算すべからざるが故に不確定なるのみと (Theory of Morals)。されど所謂確定義務、不確定義務の間には果して計量的なると否との外

に差異なきか、同じく金銭物品に關して言ふも、負債ある者には償還を命じ得べきも、富有なる者に向ひても慈善救恤の事に寄附を命じ得ず、唯だ勸告し得るに過ぎざるなり。思ふに義務は善に到達すべき方法にして、善は個人及び社會の維持發展を圖り總ての人をして満足、安心を得しむるにあるが故に、義務を大別して維持に關する義務と發展に關する義務との二となし得べし、確定義務は即ち維持に關する義務に相當し、不確定義務は發展に關する義務に相當し、其間に強制の程度に於て差等あるを認め得べし。曩に述べたる如く、個人と社會とは表裏不離の關係を有す、社會をなして生存せる各個人は皆社會の状態如何によりて影響せられ、社會の現状は個人の状態及び行爲によりてなる。故に個人が爲すべき事をなさず、爲すべからざる事をなして其義務を破らば直接又は間接に社會の道德状態を低下せしめ、延ひて社會の成員 (Constituent; Be-standtheil) たる諸人の満足安心を傷け其維持を害する事となるべし、故に何人の行爲も個人及び社會の維持に關する義務を破ることあるべからず。

發展に關する義務

若し之を破らば社會の衆人は之を責め、彼が之を償ふべきを命ずべし、此種の義務は嚴重に履行すべき事を命せらるるが故に**確定義務**と稱すべきなり。個人及び社會の發展に關する義務はもとより人として吾人が盡くすべき筈のものなれども、或る個人の奮勵努力によりて直接又は間接に、社會の發展を遂ぐる事とならば、社會の人人は其惠を受くる事となるべきを以て、素より之を感謝すべきも、之を其人に強ふること能はざれば、此種の行爲は善の理想に照して吾人の履行すべき義務なれども他より強ふること能はず命令する事能はず、其大小の程度は各人の隨意なり、此點よりして之を**不確定義務**といふ。先賢識者も社會の衆人も維持に關する義務は嚴峻に命ずれども、發展に關する義務は之を勸誘し獎勵せるなり。もとより同一の行動にても或時は個人及び社會の維持に必要なものとなり、或時には其發展を輔くるものとなるべく、見解の如何によりて或は維持に關するものと見らるべく、或は發展に關するものと解せらるべく、截然たる區別を立つる能はざることあれども、多くの場

完全義務
不完全義務
十全義務
不十全義務

合には大體に於て維持に關するものと、發展に關するものとの區別をなし得べく、其區別不明瞭なる場合を例として、區別明晰なる場合を没却すること能はざるなり。通常の際には他人を殺傷せざる事が個人及び社會の維持に必要な義務なれども、國家の存立のために他國と戦ふ場合に於ては敵を殺傷するは國家の維持に必要な義務となる。通常の場合には富豪が居村の公共事業に金品を寄附するは不確定義務なれども、天災地殃の場合には**確定義務**となることあり。皆維持に關するか發展に關するかによりて區別せらるべきなり。

確定義務、不確定義務には又た種種の名稱を附する學者あり、前者を**完全義務** (perfect duty; vollkommene Pflicht) とし、後者を**不完全義務** (imperfect duty; unvollkommene Pflicht) と云ふ。或は前者を**十全義務** (complete duty; vollendete Pflicht) と云ひ、後者を**不十全義務** (incomplete duty; unvollendete Pflicht) と云ふ。されど此は行爲として完全なりや不完全なりやを言ふにあらずして、客觀的強制が十分なりや否やにつきて附したる名稱なり。善の理

想を實現する點より考ふれば吾人は確定義務維持に關する義務を履行するのみを以て足れりとすべからず、進みて不確定義務(發展に關する義務)をも履行するに及びて稍完全に近づきたりと言ひ得べきなり、故に行爲の本質より言はば此名稱は顛倒せりと云ふべきなり。されど確定義務は社會の人人より必ず實行すべき事を強制せらるるものにして、不確定義務は人人の随意なるが故に、強制の程度より言はば一は完全なり他は不完全なり、一は十全なり他は不十全なりと言ひ得べきなり。

或は確定義務を消極義務 (negative duty; negative Pflicht) といひ、不確定義務を積極義務 (positive duty; positive Pflicht) といふ。これ確定義務は個人及び社會の現狀を破壊せざる行爲たるに止まり、不確定義務は進みて積極的其發展を遂げしむる行爲なるを以てなり。或は一は維持を害する莫れといふ消極的形式を以て示され、他は發展を援けよと云ふ積極的形式を以て示さるる故なりと稱すれども、言語の形式は必ずしも重きを置くべからず、同一事項を消極積極就れの形式にも言ひ現はし得べきを以て、此

消極義務
積極義務

方面よりしては義務の區別を立つること困難なり、「眞實を語れ」と言ふは晝夜絶へず人に向ひて己が知る所を誠實に語り居れとの義にあらずして、人に語る必要ある際に眞實を語れとの誠なれば、「虚言する莫れ」といふこと同一事なり、「己所不欲、勿施於人」(論語)といふも「他が己に爲すを欲する如く、人に爲せ」(新約全書)といふも、其教訓の形式の積極消極につき高下を論ずべきにあらず、維持に必要な行爲なりや、發展に關する行爲なりやによりて區別すべきなり。

曩に善の理想の異同を説き、至善とする所は時代により、國により、社會の狀態に應じ、人人の境遇に従ひて異なるべき事を述べたり、義務は善を實際に行ふ適當なる方法なるを以て、善の理想の異なるに従ひて異ならざるを得ず、同じく維持に關する義務と云ふも、其社會及び個人の發展進歩の程度異なるに従ひて、維持に必要な條件事情を異にせり。而して義務の詳細なる規定は多くは其が社會の維持に必要なに至りて定めらるるものなるが故に、文化進歩し、社會の事情複雑となるに従ひ

て、義務の規定は漸次詳密に赴くべし、而して社會の維持のために最も必要にして、然かも人人各自の随意に委するを得ず強制の必要大なりと認めたる行爲は、法律を以て規定し、國家の權威を以て強行する事となる、之れ確定義務の最も確乎たる形式を具ふるものなり。されど法律に於て規定せざれども、倫理上確定義務となれるもの甚だ多きなり。

第十四章 義務の衝突

Conflict of Duties; der Konflikt der Pflichten;
Pflichtenkollision.

吾人の世にあるや、其處すべき境遇千狀萬態にして、吾人の屬する社會團體も亦た一樣ならず、一方より見れば甲の集團に屬し、他方より見れば乙の集團に屬し、又た更に丙の集團に入る、於是吾人の守るべき義務に種種なる状態を呈し、多様な規定を帶び、時には二種以上の並立すべからざる義務を負ふに至る事あり、随つて其一を完ふせんとせば、其他を破らざるを得ざる場合に遭遇す、之を**義務の衝突** (Conflict of duties; Pflichtenkollision) と稱す。義務の目的たる善の理想は一にして、茲に衝突の起るべき筈なれども、義務の實際に行はるる内容事情につきて見れば、兩立し難き關係を生ずるなり、他語を以て言はば、吾人の履行すべき義務は結局一なれども之を決定すべき事情に衝突あるなり。眞實を語

る事は吾人の義務なると共に、恩人の爲に圖る事も亦た吾人の義務なり、然るに時としては眞實を語る事が恩人の一身一家に取りて維持發展の妨となる事あり。眞實を語らんとせば恩人に不利益を生じ、恩人の爲に圖らんとせば不眞實を語らざるを得ざる事となる、此を義務の衝突と稱するなり。斯くの如き場合に當りては深く其源頭に溯りて考察し、孰れの義務を履行する事が眞に善の理想に恰當するや、換言すれば眞に個人及び社會の維持發達のためには如何なる義務を遵守すべきかを考慮して、之を定むべきなり。即ち一般の法則として言はば、「小なる義務、輕き義務をして、大なる義務、重き義務に讓步せしめよ」といふなり。然らば如何なるものを以て大なる義務、重き義務となすべきか、之に答へんため次の三條項を以てす、曰く

- (一) 義務の關聯せる對象の最も尊きものを選び、
- (二) 範圍の廣きに亘る義務を選び、
- (三) 強制の最も嚴峻なる義務を選び、

是なり、されど此等の條項は必ずしも明確なる選擇の標準を示さざるなり。皇室國家の尊むべきは言ふ迄もなき事なれば、先づ皇室の爲にし、國家の爲にする義務を選ぶべきは勿論なれども、其他に於ては義務の關聯せる事物の尊卑を分つ能はざる場合多し。恩人と兄と孰れを尊しとすべきか、同僚と舊知と孰れを先にすべきか、之を定むること困難なる場合を生ずべく、寧ろ衝突せる義務の孰れを選ぶべきかを定むるによりて、其對象の尊卑を分つべき場合を生ずべし。一人のために盡くすよりも衆人のために圖るべく、一家のためにするよりも一國のために圖るべきは明瞭なることにて、實利説に於ては人數を以て善を測定する一條件となしたれども、行爲の性質によりて必ずしも人數のみを重んずべからざる事明瞭なり。又た諸種の義務中孰れを以て最も嚴峻に強制せられたるものと認むべきかは義務論に於て説く所なれども、其細目に亘りては畢竟衝突せる義務の中、孰れを先にすべきかの問題を、他の言語、他の形式を以て示したるに過ぎざること多し。結局重大なる義務を選びと言ふに

外ならずして、古聖賢の教訓と明哲偉人の先蹤前例とは之を判定するに有力なる指針を與ふるなり。

第十五章 功績及び罪過

吾人の行爲は善の理想に適するか否かによりて、一舉一動皆善惡の評價を附すべきものなれども、世人が善として稱揚し惡として貶斥する所のものは、日常の生活に現はるる些細の行爲にあらずして、特に他人に對し社會に對して重大なる關係を有する行爲に就きてなり。是に於て功績 (Merit; Verdienst) と罪過 (Demerit; Verschulden) とを區別す。元來吾人は其能ふ限り義務を守るべきものなれども、現在の人間は皆不完全なれば、十分に其義務を盡くすもの稀にして、之を破るもの甚だ多し、是を以て社會多數人の爲す所、又た爲し得べき所を標準とし、多數人士が爲せる以上の程度まで義務を遂行したる者あらば、社會の人人は之を稱揚して功績ありとし、多數の人人が行ひ守る所の義務をも破りたるものは批難して罪過ありとなす、故に功績と罪過とは社會多數の人が行へる所を標準として判定したる衆人の稱揚 (Approbation or Approval; Billigung) と貶斥

貶斥

(Disapprobation or Disapproval; Missbilligung) となり、通常善行と稱するものは功績ある行爲を云ひ、**悪行**と貶するは罪過ある行爲を指すなり。理論上より嚴密に論すれば善の理想に適合するや否やによりて、行爲は善悪正邪の孰れかに分屬すべきものにして善悪の孰れにも屬せざるものを認めざる事となれども、實際に於ては多數人が日常行ふ所にして、人人見て以て常事凡行となし、稱揚する事もなく、貶斥する事もなきもの多し、之を**中間行爲**又は無記 (indifferent conduct; gleichgültige Handlung) と云ふ、功績罪過の孰れにも屬せざる事として、善悪正邪の評価をなさざるなり。社會多數人の行ふ程度以上に義務を行はば、之れ社會の發展を輔け、社會に貢獻する所あるなり。社會多數人が守れる所の義務をも破らば、之れ社會の状態を現在の程度より退歩低下せしむるものなり、即ち社會の維持を害する事となるなり。故に功績罪過の評価は確定義務、不確定義務の區別と一致すべく、確定義務には功績なく、不確定義務を行ふて初めて功績ある事となる。されど確定義務にも必ず功績なしと言ふにはあ

中間行爲(無記)

らず、裁判官が公平なる判決を下すが如き、行政官が誠實に其職務を執行するが如きは確定義務なれども、種種困難なる事情境遇に際して此等の義務を實行せしものは大なる功績ありとして賞讃す、即ち遵守履行の**困難** (Difficulty; Schwierigkeit) は功績の一條件となるなり、之れ常人の能くし難き所にして、結局常人以上の程度まで義務を恪守實行したる事となるを以てなり。されど如何に困難なる事業も個人及び社會の維持發展に對し關係甚だ微弱にして、更に認むべき影響なきものは功績ありと言ふ事を得ず。故に**功績は個人及び社會の發展を輔くる事大にして、且つ多くの困難を伴ふべき義務を遂行する際に最も大なりと認定せらる。而して其行爲が確定義務に關するものなる時は履行の困難に重きを置き、不確定義務に關するものなる時は發展を輔くる程度如何に重きを置きて評價するなり。**罪過は分ちて二種となす、爲さざるべからざる義務を怠りしものと、爲すべからざる行爲をなせしものとなり。前者は命令の義務を行はざりし

ものにして懈怠又は怠慢 (Negligence; Naohisiseikai) と云ひ、後者は禁止の義務を破りしものにして罪戾又は犯罪 (Guilt; Missetaku) と稱す。前者にありては、容易に行ひ得べき事を爲さざりしは甚だ不可なり、後者にありては困難を排し熱心努力を以て爲せしに従ひて罪戾大なりとす。されど罪過は本来社會の維持發達を害する行爲につきて言ふものなれば、其傷害の程度に重きを置く事勿論なり。事件の基づく所は注意の缺乏にありとするも、他人及び社會に重大なる關係を有する事項は大に注意すべき筈なるを以て、其維持發展を害すること大なる時は不注意が重大なる懈怠の罪をなす事あり、過失殺傷の如き其一なり。而して社會の維持發展を害する程度如何につきて言はば、多數人が義務を破りし場合をも考へざるべからず、一人の爲せし行爲の影響は小なりとも、多數人が個々に之と同一の行爲に出づる場合には其集積したる影響は甚だ大なるものとなるべし、故に人情破り易き義務にして然かも其が社會に及ぼす關係の甚大なるものは、大に警戒し注意して恪守せしむる必要あり。随つて

義務論に於ては注意せずんば背反し易き傾ありて、然かも重大なる關係を有する義務は嚴重に命令し又は禁止するなり。金錢の取得、男女の交際等につきて嚴重なる制裁を設くるは之が爲なり。

第十六章 褒賞及び責罰

褒賞
責罰

功績及び罪過に關する世人の稱揚、貶斥は實際に於て、吾人が取るべき行為の方針を指示し、功績に對しては榮譽の表彰、物資の寄贈、其他の方法によりて褒賞 (Reward; Belohnung) を表し、罪過に對しては擯斥、疏外等によりて責罰 (Punishment; Bestrafung) を示し、社會人衆の力によりて人人をして善に向はしめ、惡を避けしめんとす。罪過にして輕きものき道德上の制裁あるのみなれども、其の重きものに至りては國家の權力は以て法律上の刑罰 (Penalty; Strafe) を加へ、或は其財産の幾分を沒收し、或は其行為の自由を拘束し、時としては死刑を課する事あり。責罰又は刑罰の目的方針に關しては種種の説あり、或は曰く、刑罰は惡行為者即ち犯人 (Offender; Sünder; Missethäter) が社會の維持發展を害せしに對して、社會の人人が憤怒せるに基くものなれば、彼が惡行と相等しき結果を犯人に與ふべきなり、彼が他人の財産を奪ひしならば宜しく彼の

報復説

防遏的

威嚇説

感化説

財産中其と同額を沒收すべし、彼若し他人の右手を傷けば還た彼の右手を傷くべしと、之を報復説 (Retributive theory; Vergeltungstheorie) といふ。或は曰く、惡行ある者を罰するには、成るべく之を社會より離隔して、彼をして再び社會及び他人を害する事なからしむべし、即ち社會に於ける他の人人を保護する爲に、犯人を罰するなりと、之を防遏説 (Prevention-theory; Präventionstheorie) といふ。或は曰く惡行をなせし者を罰するは彼に苦痛を與へて之を懲らしめ再び社會及び他人を害せざるやうに注意するに至らしむると共に、之によりて社會に於ける他の人人を戒め、斯くの如き行為をなさば、斯くの如き苦痛を受けざるべからざるを知り、此行為に出づるを避けしむるなりと、之を威嚇説 (Deterition theory; Abschreckungstheorie) といふ。或は曰く惡行ある者を罰するは之を感化して再び惡行に出でざる人たらしむるを目的とすべしと、之を感化説 (Reformation-theory; Besserungstheorie) といふ。歴史上、古來の獄制。法律等を引證して、刑罰の主義が斯くの如く變化進歩し來れりと説く學者あれども、思ふに

如何なる時代の刑罰も決して此等の主義の唯一のみを用ゐしにはあらず、毎に此等を包含せしものにして社會の事情の如何によりて特に其一が著しく顯現せしものなるべし、吾人の見る所を以てすれば善の理想は個人及び社會の維持發展をなさしむるにありて、責罰の目的は之を害するものを妨がんとするにあり。故に犯人を感化して善に向はしむる事の必要なると共に、又た社會及び他人を保護して再び彼の悪行に害せられざるやう勉むることも必要なるべく、悪行に對しては精神上又は身體上の苦痛を與へ、常人及び社會の他の人人を威嚇して斯くの如き行爲に出づるを避くる事に注意せしむる事も必要なるべし。而して責罰(刑罰)は善の理想に反し、社會の維持發展を害したる者に對して社會の施す處置なるが故に、彼の悪行爲に對する社會の報復なる事を自覺せしむる事も必要なり。犯人を禁錮、懲役等に處するは、一面に於て彼を社會より隔離して社會を保護すると共に、又た其期間に於て教誨を施し、良習慣を與へ、彼をして改過遷善の途に向はしむるを勉むるなり。されば刑罰の輕

重は其時代に於ける人人の性情と道德思想の程度とによりて變易あるものにして、是等の教訓戒飭によりて改過遷善の實を擧げ難きもの多き時は、課するに大なる苦痛を伴ふ方法を以てし、之を威嚇する事を要すべく。或は極惡のものありて、殆ど改悛せしめ得べき望なく、或は之を教誨し、又は安全に之を社會より隔離せんとするには多大の經費を要し、其懲治感化の費用は當時の社會の負擔に堪へず、治獄の經費のために大に社會の維持發展を妨げらるる虞ある時は、之に死刑を課する事となるべし、要するに責罰又は刑罰は之によりて社會の維持發展を害せんとするものを防ぐにありて其方法は社會の文化の程度如何によりて限定せられ、一概に論ずること能はざるなり。社會の制度備はらず、統治の機關整はざる時にありては悪行爲者に對する責罰は大なる範圍まで人人相互の制裁に任せたりしも、責罰は元來社會及其成員の維持發展を害するものを防がんとするにあれば、眼を社會の大局に注ぐにあらずんば其方法宜しきを得ず私怨のために人人相争ひて却つて社會及び個人の維持發展

を害するに至るべきを以て、國家の制度備はり、社會の秩序整ひ、統治の機關稍完き、現今の文明國にありては、犯罪行爲の稍重きものは國家の法律により、司法官の公平なる審理によりて決定せらるる事となりたり、されど批難、擯斥、疎外等は尙ほ社會に於ける人人の道德判斷によりて決定せられ又た實行せられ、其犯人に及ぼす影響感化は法律に由る刑罰よりも却つて有力なる場合屢之あるなり、褒賞も亦た之によりて社會及び個人の維持發展を奨むるを目的とし、之がために却つて受賞者を懶怠に陥らしめ、驕慢に流るる如き事なきやう注意すべきなり。

人人の行爲に對して功績罪過を分ち、褒賞、責罰をなすは社會の維持發展に必要な方法として、人間社會の如何なる時代にも用ゐ來りしものなり、されど吾人は常に必ず世人の毀譽褒貶を顧慮すべきものなるか、世人多數の意見は却つて誤れるものなることあらざるか、或は愚民小人が達人賢者を忌む事、亞典人がソークラテースを死に處し、猶太人が基督を磔し、伊太利人がブルノー (Bruno 伊太利人、1548—1600) を焚殺せしが

褒賞

如き類、世に屢起るにあらざるかとの疑あり、實に世には下劣なる徒輩が其下劣なる欲望を遂げんがために、却つて高遠なる理想を抱くものを忌む事なしとせず。斯かる際には善の理想のために斷じて彼等に反對し毅然として大丈夫の本領を發揮すべきなり、若し誠意正心善に向ひ義務を重んずるものが社會多數人と其意見を異にする時は如何にすべきか、識者の説に聽くべしとするも、十分信じて其説を聽くべき識者を認め得ざる時は如何にすべきか、於是主觀的善、客觀的善の議論起る。

主觀的善

客觀的善

第十七章 主觀的善及び客觀的善

主觀的善 (subjective good ; subjektives Gut) とは自己が誠意正心を以て至善なりと信ずる所の行爲なり。客觀的善 (objective good ; objektives Gut) とは社會多數の人人が至善なりと認め、義務なりと認むる所の行爲なり。其相一致する時は論なれども、其相矛盾する時には曩に屢論じたる如く、先賢の教訓に問ひ識者の意見に糺し、長上に問ひて決すべきものなり。されど尙ほ自己の見る所が現在の狀態に照して遙に優れりと信ずる時は如何、此に二様の場合あり。其一は理想に關する主觀的、客觀的の衝突にして、現時に於ける善の理想と認むる者が自己と社會の多數と異なるものなり、其二は實行的方法に關する衝突にして、善の理想とする所は一致せるも、之を實現するに必要な義務につきて意見を異にするものなり。曩に屢論じたる如く、吾人の有する思想感情は大體に於て周圍の事情に影響せられ、社會に於ける其等と大差なきものなれば、常態に於ては吾

人が善の理想とする所も、義務と信ずる所も、社會多數人の信ずる所、認むる所と相調和し得べく、假令へ少しく相違する所あるも、相讓歩し得べきものなり。其相衝突して調和讓歩の餘地なしと言ふは特別の場合なり、異常特別の場合に際しては特別の處置を要す一概に論ずる事能はざれども、社會に於ける多數の人人の道德思想に反抗して自己の所信を貫ぬかんとするは、自己の道德判斷が遙に社會多數人に勝りたる場合ならざるべからず、即ち自己が社會に於ける知識、道德の先進者たる場合に於て初めて爲し得べき事なり。學問、經驗、道德的修養の衆人に秀づるものなくして、識者、長上の意見に異を立てんとするは狂暴にあらざれば很戾なり、吾人は誠意正心を以て社會多數人が理想の低きを嘆じ、其が義務の實行を誤れるを憂へ、吾人の力を以て之を高きに導かんとする念慮と熱心とありて、初めて社會の多數に抗して自己が善と信ずる所を行ふ事となるべきなり。これ誠實 (Faithfulness ; Treue) が實際に於ける道德的行爲の中樞なりと稱せらるる所以にして、又た勇氣 (Fortitude ; Tapfer-

Keit) の智見 (Wisdom; Weisheit) とが善行に缺くべからざる所以なり。されど社會の多衆に抗して自己の善と信じ義務と認むる所を實行せんとする者は活眼晴を具する哲人英傑なるべくして、通常の場合に於て、普通の才能を有する者は古聖先賢の教訓に従ひ、先進識者が示したる義務の規定を遵守すべきものなり。ヘーゲルが理性の命令の良心に現はるる道徳 (Moralität) よりも、社會の法制、制度、慣習に現はるる禮法 (Sittlichkeit) を以て、權威大に、程度高きものなりとなせしは此意義なり。

第十八章 良心の修養

吾人の良心に智的方面と情意的方面とある事は既に第三章に於て陳べたり。今先づ其智的方面につきて陳べし。

吾人は眼によりて物體の色彩形状を區別し得れども、藝術の作品を鑑賞するには美的修養を要す、耳によりて音聲を區別し得れども、音樂を味ひ得んためには特別な修練を要す、吾人の行爲に於ても亦然り、善は個人及び社會の活動を調和發展せしめて、人人に満足安心を得しむる事にして、義務は之を實現するに適したる行爲なれば、吾人各自に善の何たり、義務の何たるを領會すべきやう思はるるも、社會の事情は甚だ複雑にして、吾人容易に其真相を洞觀する事能はざるが故に、吾人が實際世界に處すべき義務を知得するには特殊の修練を要するなり。而して美術、音樂の鑑賞は實地に於ける美術品及び奏樂によりて修練する事を要する如く、義務の知得も亦た行爲の實際につきて學ぶを要するなり。即ち自己及び他人の行爲に對する世人の稱揚、貶斥によりて教へらるるなり。吾人は幼少の時より現時に至るまでの間に、家庭に於て、學校に於

實地につきて教べ

て、將た社會に於て、或る行爲に對する人人の稱揚、貶斥によりて陶冶せられ、自然に如何なる行爲の稱揚すべく、如何なる行爲の貶斥すべきかを心得するなり。此は吾人が幼時より現今に至るまで幾十年間事實を把へ其批評によりて教訓せられたる結果なるが故に、深く吾人の思想感情と融和結合し、理論のみにては説示し得ざる呼吸手心 (Tact, Taste) を會得し、其が吾人の心裡に於ける根柢は牢乎として抜くべからざるものあり。行爲の稱揚、貶斥に關する斯くの如き區別が吾心に養成せられたるものは即ち知的方面に於ける良心 (Conscience; Gewissen) なり。換言すれば、良心とは行爲に對する社會の稱揚、貶斥が個人の心に浸染し、其諸般の精神作用と深く融合し、或る行爲に對して直に稱揚、貶斥を區別し得るに至りたるものなり。されば良心は其根柢の極めて人心に深きにかかわらず、社會の境遇事情の異なるに従ひて大に異なるものあり、一人の良心に於て許さずとする所、必ずしも他人の良心に於て許さざるものにあらず、一國に於て不可とする所必ずしも他國に於て不可となさざる事あり。

良心の智的方

り。良心の許容し、命令する所は時代、國土、地位、職業によりて異なるものあり、此れ時により、處によりて、道徳的發展の程度を異にし、周圍にある人人の道徳判斷を異にするに基くなり。斯く言はば良心は全く四圍環境の影響により外部より注入せられたる後天的のもの如くなく、養成せられて然かくなるべき基礎は先天的に吾人に具備するものにして、尙ほ美的鑑賞は修練によりて發達すれども、其基礎は眼によりて物象色彩を區別し、耳によりて聲音の高低を區別する性質にあるが如し、即ち良心が道徳的評價をなすべき基礎は吾人に具はり、社會に於ける人人の指導によりて發展したるなり、而して人人各自の注意如何によりて大に其發展の程度を異にするものなり。斯くて良心は社會の實際に觸れて漸次修練せらるるものなるが、其人の思慮と經驗とが社會の多數人以上に進みたる時は、其人の道徳判斷即ち良心は常人以上に達すべきが故に、轉じて社會の多數人を指導し、其良心を向上せしむる事を勉むべきなり。

以上述ぶる所は専ら良心の知的方面につきて言へるなり、吾人の良心は又た之と共に感情及び意志に關する方面を有し、其善とし正とする所を推し、其惡とし邪とする所を却けんとする作用を伴ふなり。今或る行爲をなんざとする觀念吾人の意識に現はれたる時、其者が從來吾人の有する良心に於て善と認め、正と判断する所に合する時は、吾人は之を外界に發現せんとするに於て故障なれども、若し此觀念にして良心と諧和せず、其惡と見、邪となす所たる時は、吾人の意識は之を排除せんとして争闘を生じ、不安を覺ゆべし、之を**良心の否認** (Rejection of Conscience; Verwerfung des Gewissens) といふ。然るに若し之に抵抗して其否認する所を遂行せば、後に至りて意識の不安は實に甚だしきものあるべし。斯くの如く、善たり正たる所を獎め、惡たり邪たる所を拒むを總括して**良心の制裁** (Sanction of Conscience; Sanktion des Gewissens) といふ。此情的方面も亦た社會の實際に觸れ、社會多數人の稱揚、貶斥に遭ひて大に其力を増すものにして、又た各自の注意如何によりて大に其發展の度を異にすべき

なり。

良心は斯くの如く複雑なる精神作用を包有するものにして簡單に説示する事能はず、或は之を稱するに**道德意識** (Moral consciousness; moralisches Bewusstsein) の語を以てし、或は個人の心に於ける社會の道德判断なりといひ、或は**大我之聲**と云ふ、日常の生活に於て行爲の取捨をなすに當り最後に訴ふる所は良心の判断なれば、吾人は常に鋭敏にして且つ誤らざる良心を修養し置くを要す、社會に於ける多數人の有する程度までの良心を修養する事は何人にも切要なる義務なり。されど是は俄に養成し得べきものにあらずして、長き年月を要するものなる上、其基礎は小兒の際に奠めて方針を誤らざるやうなさしめざるべからざるを以て、父母は其家庭に於て兒子を導き正しき良心を形成せしむる事に注意すべきなり。世には不幸にして不健全なる家庭に成長し、適當なる教訓を受くる事能はざりしため甚だしく道德判断の錯誤をなし、善を善なりと知らず、惡を惡と認めざるものあり、之を稱して**錯誤良心** (perverted conscience; verführtes

(Gewissen) と稱す。彼等は行爲の取捨選擇をなすに當りて此錯りたる良心に訴ふる外なく、甚だ憫むべきものなれども、其行爲が個人及び社會の維持發展を害するものなる時は、社會の制裁を蒙る事となるなり。

第十九章 動機と成果

動機
抑制
商量
選擇

行爲とは意志に基きてなりたる動作 (voluntary action; freiwillige That) なれば、或る目的に向ひてなさるるなり。かく行爲の目的となる觀念は意志を動かす力あるものなり、之を動機 (Motive; Motiv) といふ。換言すれば、動機とは意志的動作を惹起する原因となる觀念にして、之に感情を帯びたるものなり。人は下等動物の如く衝動 (Impulse; der Impuls; der Antrieb) のみによりて働くものにあらず、理性の作用によりて行爲の目的、對象を選擇する事を得るなり。今一個の觀念、意識に現はれて欲望の對象となりたる時、其は吾人の意志を動かすものなれば動機と稱すべし。されど多くの場合、吾人は直に之を實行せず、一先づ之を抑制 (Arrest; Hemmung) し、之と關聯せる他の觀念を招起し來りて比較計量す、之を商量 (Diliberation; Überlegung) といふ。其結果可なりと認むるものを選択す、これ即ち選擇 (Choice; Wahl) なり。既に其一を選択したる時は之を實現せ

成果
或る一事實
 が因となりて
 他に及ぼした
 る一切の影響
 を結果(Result;
 der Erfolg)又
 は成果
 (consequence;
 die Folge)と
 稱すれども、
 茲には動機に
 基きたる動作
 が其影響とし
 て現する變化
 の状態を成果
 といへり

んと勉む、これ即ち**決意** (Resolution; Entschluss) なり。此場合其觀念が如何に強き欲望を伴ふものなりとも、良心に於て許さざるものなるを認め、義務の規定に背反せる事を知りたる時は斷然之を抑制し了る事あり、之を**克己** (Self-control; Selbstbeherrschung) といふ。斯くて選擇を經、決意を帯びたる觀念は正確なる動機なり。動機既に確立したる時は、之に相當したる身體の動作を生じ、種種、外界の状態に變化を惹起して、曩に思惟せられたる動機に相當する状態を現出する事となる、これ即ち動機の發現して事實となりたるものにして名づけて**成果** (Consequence; Folge) といふ。成果は動機の發現に外ならざるが故に。或る觀念が商量選擇を經、決意を帯びて動機確立したる時は、行為の主觀的要素は完備したるものにして、確乎たる決意成立したる際、當人の生理的狀態に錯誤なく、外界の事情に特別なる障礙なき限りは、成果は當然發現すべきものなるを以て、正確なる決意成立したる時は成果を示さずとも、行為として道德的價值を有すと認むべきなり。元より主觀的要素たる動機と客觀的要素たる成

果とは相合して行為を完成するものにして、其本來の性質に於て離るべきものにあらず、動機は成果を現すための動機にして、成果は動機に基きたるが故に、成果と稱せらるるなり。されば成果の發現を伴はず、決意の成立を以て、一個の行為と視做し、其道德的價值を評議するは特別の障礙のために、成果の發現を妨げられ、此意外の障礙さへなくば當然豫定の成果を現すべき場合に限りたる事なり。故に功績、罪過を論ずる際には成果の有無は大なる關係を有することとなるなり。成果は道德上、二面の重大なる關係を有す、**其一**は之によりて行為完成し理想の實現成り、其行為が眞に善の理想に適するや否や、個人及び社會の満足、安心に貢獻する所あるや否や明瞭となるべきものなり。**其二**は一たび現はれたる成果は吾心に一種の傾向を與へ、爾後容易く同一の行為を再びせしむるに至るべし。一度人を欺かば容易く虚言を發する事となるべく、一たび慈惠を人に施せし者は再び之をなすに至るが如し、即ち同一行為に出づる習慣を形成するに至るべければなり。故に成果を現はすにあらず

んば明瞭に功績罪過を論ずること能はざるなり。論者或は曰く、道徳は動機を評騭し、法律は成果を論斷すと。此れ極めて麤略の論なり、倫理道徳に於ても成果を論せざるにあらず、法律の論斷に於ても動機を顧ざるにあらざるなり。されど道徳は本來自律的にして、誠意正心、善に向ひ、義務を守るべきを主旨とするものなれば、大體に於て行爲の正邪善惡を批判するには先づ其動機を顧るなり。法律にありては功績罪過を論じ、賞罰を明にせんとするものなれば、成果を認めて初めて論ずる事となれども、決して其動機如何を顧みざるにあらず、同一の動作に對して、過失と故意とを別ち、或は酌量減刑をなし、或は刑の執行猶豫をなすが如き、皆其動機如何を顧慮したるものなり。

吾人が或る動機によりて行動する時、之によりて生ずる成果は實際必ずしも動機に恰當したるもののみならずして之と異なる状態をも現す、時としては吾人が知識、推理の足らざるよりして全く意想外の状態を現する事あり、於是成果中正に動機に恰當せるものを行爲の目的状態とい

ふ、曩に成果として論じたるは正に此部分なり。此目的状態の外に、吾人が豫め其生起を承認せる状態あり、之を**志向** (Intention; Absicht) といふ、即ち目的状態を生ずるために手段方法となれるものなり。假令へば友人の肩上に毒蟲の止まれるを見、杖を以て之を打ち拂ひし時、幸に其毒蟲を退け得しも、打撲のため友人は肩に疼痛を覚えしのみならず、杖は誤つて友人の頭にも觸れ、彼は其がために長年月間苦みたりとせよ。此場合毒蟲を退けん事は行爲者の動機にして又た其成果の目的部分なりき、友人の肩に多少の疼痛を生ずべきは其**志向**なり、されど其頭を傷けし事は全く意想外の成果なりき。斯かる場合に於て、動機に恰當せざる成果に對する道徳的評價は如何なるべきかを研究せんに、志向に相當せる成果の生起は既に豫期したる所なれば、之に對する道徳判斷は動機如何と對照せざるべからず、或は目的と手段と (End and means; Zweck und Mittel) の關係ともなり、或は義務の衝突の問題ともなる。動機となれるものを實行する事が此場合切要なる義務なるか、志向となれるものの現出は必

意外の成果

然の手段方法なるか、他には方法なかりしか、若し志向にして悪と評價せらるべきものならば、動機となれるものが義務の選擇に於て更に大に重んずべきものなりしか否かの研究によりて道徳的價値を判斷すべきなり。意外の成果につきては、眞に之れ豫期以外のものなりしや否や、當人の注意如何によりて豫知 (Vorsehe; Vorherwissen) し得べきものならざりしか否かによりて道徳判斷を異にす、若し全く豫知し得べからざるものならば、其、社會及び他人に及ぼす影響如何に關せず、善惡の評價をなさず、若し其成果が著しく社會又は他人の維持發展を害する事項にして當人の不注意により豫知せざりしものならば、懈怠の罪を免れざるなり。上來論する所は移して以て「動機善なる時に、悪行爲ありや」との疑問に對ふる事となるべし、此がためには先づ問題の意義を明晰にするを要す、通常「動機善なり」と云ふ語に二個の意義あり。「行爲は善を行はんとする願望に基けり」との義もあり、又た「動機は正しく義務の規定に適合せり」との義もあり。今此等の場合につきて考ふるに、善を行はんとする願望に基き

動機善なる時に
悪行爲あり

たりとも、善を行はんとする誠意のみにては未だ以て眞の善となすこと能はず、善の理想及び義務の規定に關して全く誤りたる見解を有することあるべし、其善の理想とする所に誤なしとするも、之を實現する方法たる義務の觀念に誤あり、若しくは義務の衝突に於て其選擇を誤る時は、其行爲は惡となるべし。善の理想とする所に誤なく、其動機能く義務の規定に適合するに及びて初めて眞に「動機善なり」と稱し得べし。此場合に於て當人に重大なる不注意なく、意外の事變、避くべからざる錯誤のため、個人及び社會の維持發展を害する事ありとも、其は惡なりとは認めべからざるなり。此意義に於てのみ動機善なる時は悪行爲なしと言ひ得べし。

第二十章 責任及び意志の自由

責任 (Responsibility; Verantwoordelijkheid) とは正義よりせば答辯といふ事を、古代の希臘羅馬に於て、非行をなしたるものを法庭に訴ふる者ある時之に對する答辯を徴し、申開き立ちたるときは無罪とし、答辯不十分なるときは有罪とし、行為の性質に從ひて罰を課せり、今は其意義を取りて責任といふ

吾人は行為の目的方針を選択し得べきを以て、善に向ひ、義務を守らざるべからざるなり、此「せざるべからず」(ought to be; sein sollen) といふは人生の目的たる至善が吾人に命ずるものにして、随つて吾人は行為に關して責任 (Responsibility; Verantwoordlichkeit) あるなり、責任とは吾が行為の成果を引き受けて處理する義なり。吾人は義務を履行し得べく、又た之を破り得べきものなるが故に、行為の成果を引き受けて適當に之を處理すべき事となるなり。吾人の行為が他人及び社會の維持發展を輔けたる時は、何人も之につきて批難を加へず異議を挾まざれども、他人及び社會の維持發展を害する事とならば社會の人人は何故に斯の如き行為に出でしかを詰問し、之を引き受けて處理すべき事を命ずべきを以て茲に責任問題起り、答辯の必要生ずる事となるなり。故に責任は責罰(又は刑罰)と密接なる關係を有し、責任を完ふせざる時は責罰又は刑罰を受くる事と

選擇の自由

意志必至論

なるなり。而して吾人に責任あるは行為の選擇をなし得べき能力あるによるものなれば選擇の自由 (Freedom of Choice; Wahlfreiheit) なき所には責任なきなり、他人の暴力により自己の意志に反してなさしめられたる動作の如きは自己に責任なきなり。選擇の自由は又た意志の自由 (Freedom of will; Willensfreiheit) といふ。蓋し選擇は意志によりて確定するを以てなり。或は吾人の行為に關し全く選擇の自由なしと主張する學者あり、此説を意志必至論 (Determinism; Determinismus) といふ。其説に曰く、吾人は自己の隨意に動機の選擇をなし居るが如く自覺せるも、これ甚だしき誤謬なり、詳に精神活動の情態を研究すれば、一定の法則に従ひて變ずる所なきを見る。一個の觀念意識に現はるれば、觀念聯合作用によりて數多の觀念を喚起し來るべきも、其中最も有力なるもの獨り權勢を占る他を排して決意に現はれ、實行せらるるに至るものにして、孰れを以て最も有力となすべきかは、其人從來の經驗の結果によりて規定せられ、自己の任意に定め得べきものにあらず。之を實際生活につきて言はば、

吾人は家族の間に生れ、幼にしては家族間の禮義習慣に繫縛せられ、長じては學校に於て鍛鑄せられ、成人となりては社會に出でて其感化を受く、吾人は社會の言語を自己の言語とし、吾人の思想感情は社會の思想感情の反映に外ならず、吾人の職業を定むるも多くは家庭の事情と社會の需要とに基きて決定せらる、善行をなし悪行をなすも多くは四圍の境遇によりて限定せらる、吾人自から選擇する餘地なきなりと。寔に斯くの如くならば人は全く四圍環境の影響に任せて機械的に行動せるものにして、奮勵努力の施すべきなく向上發展の餘地なくして、全く自然の狀態に放任すべく、一切、道德現象と稱すべきものを認むること能はざるに至る、此れ豈に人世の實際ならんや、又た人格を有するものとして吾人の自覺する所ならんや、實際個人は社會の影響を受くる事大なれども必ずしも社會の勢力のみに左右せられて浮動するものにはあらず、個人の力を以て社會を動かす事も爲し得べきなり、孔子、釋迦、基督等の思想行動は當時の社會の影響を受けながら又た大に社會を感化したり、ナ

其批評

ポーレオン出でて佛國軍の士氣千百倍し、秀吉、家康出でて群雄雌伏し海内平定せり。偉人英傑が社會の情態に大變動を與へしものも詳に其原因を攻究すれば必ずしも彼等一二英傑の力になりしにあらずして、社會の大勢既に其方向に動きし事を認むべきも、尙ほ彼等が之に轉機を與へ、之を誘導せし力の大なる事を忘るべからず、諸種の發明といひ、新案と稱するもの皆、吾人が四圍の情態にのみ影響せらるるにあらず、又た之に對して能動者たり得べく、然かも自から其方向を選擇し得べき事を示せり。勿論吾人は人間の行爲に一定の方針あるべき事を認め、行爲は其性格によりて限定せらるるを知る、若し吾人の行爲にして方針なく奔放無規律なるものならしめば、道德判斷を下すに由なく、義務責任を論ずる事能はざるものなるが故に、其間に一定の法則存する事を承認すること共に、又た全く器械的ならずして、或る範圍内に取捨選擇の餘地あるを見るなり、實際に於て吾人が責任を論ずるは、個人の力を以て如何とも爲すべからざる大事件につきて言ふにあらずして、社會の影響を受けな

智見、勇氣、節制、正義
 (2) プラトーン
 の説

2) **智見、勇氣、節制、正義** (Wisdom, courage, temperance, justice; Weisheit, Tapferkeit, Mäßigkeit, Gerechtigkeit) となしたり。智と勇とは両者に通せり辯ずるまでもなし。仁は即ち節制と正義とを兼ねたり、節制は自己を修め身體精神の諸活動を調和せしむるに必要な徳にして、正義は他人に對する行為に必要な徳なり。希臘人の所謂正義は他人の維持發展を妨げざるのみを言ふにあらず、又た適當なる範圍に於て他人の維持發展を援助するを稱するなり、今は後者を稱するに仁惠 (Benevolence; Wohlwollen) の語を以てして、仁の意義と更に能く適合す。斯くの如き徳目の最も根本的なるものに至りては東西一轍に出づと雖も、其中に就きて執れを最も重んずべきかは時代と境遇とによりて異なり。戰陣に臨みては勇を重んじ、上長となりては仁を重んじ、事務を裁斷するには智を重んず、敢へて其他を蔑視するにあらざれども、最も明瞭に働く所の性向を異にするなり。而して事情境遇を異にする場合には其徳の名目を同ふするも、其内容を異にするものあり、勇と云はば困難を冒し、危険を顧ずして義務を完ふす

形式を同じし
 内容を異にする

るに於て一なれども、軍人と政治家と商工業者とは各其發現の情態を異にするを見るべし。其他の徳につきても同様にして、其名稱と原理とを同ふする徳も、其現はるる際の事情如何によりて、大に其内容を異にし、其適用を異にするべきなり。

儒家に謂ふ仁義の意義を考ふるに、孔子は主として仁を説き、孟子以後盛に仁義を稱道したり、仁は一に善を行ふ性向の義あり、徳の總名と云ふは之なり、又た正義、仁惠の徳を兼ねたる意にも用ゐらる、或は實踐的善の義に用ゐられ、又た功績ある行為の義にも用ゐらる。仁義と併稱したる時、合しては實踐的善の義に用ゐらる、分ちて言ふ時は仁は善に向ふ性向にして義は義務の規定を指す、『仁、人心也、義、人路也』といふは此意也。或は仁は不確定義務、義は確定義務の意に用ゐらる、時に應じて見るべきなり。

徳は善に適合する優秀なる習慣にして、他人之に對して感動歸服するが故に、之より轉用して人を感動歸服せしむる力を徳といふ、其

言語舉動風姿に威嚴ありて衆人を悦服せしむる者を高徳の人といふが如し。

良心、徳、理想の相互援助

良心とは道徳上の稱揚、貶斥が個人の心に浸染したるものにして、徳とは善に向ふ性向なり。此二者は相輔けて其用をなすものにして、道徳的習慣なる徳の力を借らずんば良心は無勢力なり、良心の作用が簡捷敏速に行はれ、其判断に威嚴ありといふは徳の援助に俟つ所多し。然かも良心の援助によらずんば道徳的習慣たる徳は成立する事難し。而して道徳的評價に於て或る行爲を稱揚し、貶斥するにも、又た或る性向を徳なりと認むるにも、其判断の根柢には善の理想を有するなり。かくて善の理想、良心、徳の三者は相輔けて實踐的善を行ふべきものにして、相離るべきものにあらざるなり。於是性格又は品性 (Character; der Charakter) 成る、性格(品性)とは其人の道徳的資質(品位)なり、意志が善の理想、良心、徳によりて規正せらるる情態なり。人が此三者によりて行爲を指導選擇する事を言ふなり。此三者が社會の多數人より優秀なる人は高尚なる性

性格

△性格を性向なりと解し、徳と同義に用ゆる學者多きは是故なり

※季文子、三思而後行、子聞之曰、再斯可矣(論語卷之三、公治長第五)

徳の養成

格の人にして、此三者が社會の多數人に劣れる人は野卑なる性格の人なり。而して實際吾人日常の行爲に最も密接なる關係を有するものは徳なり、吾人の世に處し事を爲すに當り、各種の境遇事情に會して善を行ひ義務を完ふせんとせば、善の何たり、義務(本務)の何たるを知るのみならず、豫め善に就き惡を避くる道徳的習慣(徳)を養成せざるべからず、若し吾人にして機に臨み事に應じて善を行ふ習慣、性向なく、前後を顧みて思慮計較すれば利己的觀念其間に混じ來りて、善を行ふを妨ぐる事多きなり。知識學問ある者は或は却つて其知識を誤用し辭を設けて非を飾り、義務(本務)を行ふを避けんとする事あり。徳を持つる事斯くの如く切要なるが故に、吾人は日日少しにても善を行ふを勉め、徳を養成するに注意せざるべからず、されど差著しき善行は日日の常事によりて修練し得べきにあらざるが故に、知解の方面よりして如何なる場合には如何なる義務を守らざるべからざるかの決心覺悟を固め、間接に善に向ふ性向を養成するに效ある方法を取るべきなり。其一は先賢の教訓を熟讀し、古人

徳行

の嘉言善行を記誦して之を實現せんと固く決心するにあり。其二は理想的人物に接し其行蹟を熟知會得するにあり、歴史上の偉人を理想として日夕之を憧憬するも可なるべし。古來此等の方法によりて徳を涵養したる者多きなり。斯くして養成したる徳によりて實際の善行をなすが故に、徳の語を以て實踐的善の義となす事あり、徳行といふは此義なり。此意義に於ける徳は義務の實踐的規定を心得、之を遵行するにあり。此實踐的規定(法式)を禮といふ、禮を心得、禮を遵守するは實際に善を行ひ、又た善に向ふ性向(徳)を養成するに必要なり、此意義よりして孔子は大に禮を重んじたり。

禮
徳の仁は實踐的善の意なり

顏淵問仁、子曰、克己復禮爲仁、一日克己復禮、天下歸仁焉、爲仁由己、而由人乎哉、顏淵曰、請問其目、子曰、非禮勿視、非禮勿聽、非禮勿言、非禮勿動、顏淵曰、回雖不敏、請事斯語矣、論語、顏淵第十二

されど徳といひ禮といふも、皆其社會の事情境遇によりて變易あるもの

なれば、先賢、古偉人の前例先蹤を逐ひて膠柱、守株の陋に陥るべきにあらず、善の理想に合し、至善に達せんため適宜に之を按排裁量せざるべからず、其は如何にして成るべきかは、文字言詮を絶したる妙諦にして、規則を以て示し得べきにあらず、之れ實に大人物の貴き所以にして、達人賢哲、明眼能く其機を掣する人の尊ばるる所以なり。

第二十二章 團體行爲

吾人の義務は其處する事情境遇の異なるに従ひて異なるが故に、或る團體に屬すると否とによりて大に異なる所あるべく、其團體に於ける地位如何によりて異なる所もあるべきなり。而して人類社會は複雑なる組織をなし、人類全體としての社會を最大なるものとし、分れて國家となり、更に其中にありて境遇事情の相似たるもの集團して幾種幾様の小なる團體をなせり。吾人は常に此等社會の一員として行動すると共に、又た時には此等の團體を指揮し、或は其代表者となり、其團體を左右する權力を有して行動する事あり、之を個人としての行爲に區別して團體行爲といふ。此時にありては吾人は其指揮代表する團體の維持發展を謀るべきものなるが故に、其義務に於て、之に必要な徳に於て、單に個人としての其等と異なるものあり。

今急用ありて走せ行くとせよ、自己一人ならば、其能ふ限り疾走すべき

なり、されど若し數十人の一團體を率ひて急行する時は大に之と異なるものあり、此數十人の團體が全部同時に或る地點に到達する必要がある時には、早きに過ぐる者を制し、後くる者を勵まし、全體として早からん事を期すべきなり。故に其個人につきて言はば、或は遲きを嘲つものもあるべく、或は早きに失するを訴ふるものもあるべし、されど其事情を考察し、全體として出來得る限り早からん事を勉むるは指揮者の義務にして、團員をして之に服従せしむるは其權利なり。即ち團體としての行爲に於て理想とする所は、團員中の最優等者が望む所たる事を得ず、又た其最劣等者の欲する所たるべからず、又た指揮者が個人としての理想とする所に依るを得ず、全體を通じての能力と事情とを考察して定むべきなり、國家が一團體として、他の國家に對する行爲は人類全體の維持發展を妨ぐべからざるは勿論なれども、今日にありては社會團體中最も有力にして鞏固なる形態組織を有する國家が全體としての維持發展に必要な條件を基礎とするが故に、吾人が個人として有する倫理思想と

國際道德
國際法

一致する事能はざるものあり、之を國際道德と個人道德との差異と稱すべし、國家相互の交際に關する規定は國際法 (International Law; Völkerrecht) にして。契約(條約)と慣例とよりなり、之を實行するは關係諸國の道德意識に契つなり、されど國際條約は國家の維持發展に重大なる關係を有し、國家の政治法律と關聯する所深く。各國の委員として國際の會議に列する者も、條約の意義を解釋し、國交の慣例を調査攷究する者も、皆法律家なるが故に、國際法は全く法律として取扱ひ、倫理學に於て論せざるなり。

國家の範圍内に存する小なる幾種幾様の團體につきても、其領袖たり、指揮者たる人人は該團體の目的、事情に基きたる義務を遂行するものなるが故に、多少個人としての理想と異なる所あるべし、而して其團體の小なるに従ひて其理想は益個人としての倫理的理想に近づくべきなり。

第二十三章 倫理學と哲學及び宗教との關係

上來論述し來りし所は所謂科學的倫理學にして、科學的研究に於て事實とし、眞理と認むる所を材料とし、科學的方法により人間行爲の目的方針を論じ、道德的評價の法則を研究したるものなり、されど其間にありて事實なりとして承認し來りしものにつきて幾多哲學上の問題を包含せり。精神と身體との相互關係の如き、主觀と客觀との交渉の如き、唯物論 (Materialism) 唯心論 (Idealism) の争の如き、樂天觀 (Optimism) 厭世觀 (Pessimism) の論の如き。宇宙是れ何者なりや。人間是れ何者なりやの問題の如き、之なり。されど此等の問題に關する解釋如何、世界人生に關する見解如何は結局世に對し、人に交はるに於て、吾人の態度を決定するに力ある事となり、倫理學の研究は終に宇宙人生に關する統一的解釋たる形而上學(純正哲學) (Metaphysics; Metaphysik) の研究に觸れざるを得ざる事となる。於是先づ哲學的研究によりて宇宙、人生に對する見解を定め、

之を基礎として道徳的評價の目的及法則を研究せんとする學者あり、之れ即ち哲學的倫理學にして、理性説に屬する學者は多く此方法に由れり。ストア學派の如き、ラプトーン (Platon. 427—347 B.C.) の如き。スピノザ (Spinoza 和蘭陀人、1632—77) カント (Kant. 1724—1804) ヴーゲル (Hegel. 1770—1831) を初め大陸派諸哲學者の如き。宋明の諸儒、周茂叔 (1017—1073) 程明道 (1032—1085) 程伊川 (1033—1107) 朱晦庵 (1130—1200) 陸象山 (1139—1192) 王陽明 (1472—1523) 等の如き之なり。されど哲學的見解は古來の學者賢哲が心血を傾注して論せし所も人人によりて異なる所あり、一定なること能はず、先づ宇宙觀、人生觀を論定して後、倫理學研究に移らんとせば、其根柢に於て異説を生じ初歩の研究に於て能くすべき所にあらざるが故に、上來専ら科學的倫理學を説きたり、更に進みて哲學的研究に入り、彼此參照する所あらん事を讀者に勸むるなり。

宗教は知解釋を超脱し、直接に宇宙の實在と交渉するによりて、安心立命の境地に達せんとする教義にして、深く其根柢を人心の奥底に有し、

宗教

古來如何なる社會にありても何等かの形式を有する宗教の存在を認めざることなく、此も亦た道徳判斷、義務の履行、徳の養成に大なる關係を有するものなり。佛教、基督教、回教等の宗教が其行はるる地方の人人に堅固なる道徳觀念を扶植し、善行爲を奨勵したるは的確なる事實にして、儒教も、ストア哲學も、實際に人人の行爲を指導して有效なるに至りては宗教的色彩を帯びたり。されど味方として有力なるものは又た敵として恐るべきものなり。宗教の教義が實際的善即ち義務の規定と合一したる時は、道徳的行爲に對して有力なる援助を與ふれども、其教義が國體、政體、及び社會の境遇事情によりて必要とせられたる道徳的規定に背反するときはその間に甚だしき衝突を生ずべく、又た一國民の間に其信奉する宗教的教義を異にせしため激烈なる争鬭を惹起し、社會を不安の地に陥れ、國家の傾覆を招きたる事あるは、明に歴史の證する所なり。其孰れの場合に於ても宗教は道徳に對して重大なる關係を有するが故に、倫理學の研究と共に宗教に關する研究をも勉むべきなり。

善の理想は人人の身體精神の活動に調和的發展をなさしめ、又た社會に於ける諸活動の調和的發展をなさしめ、天下の人をして皆満足安心を得せしめんとするにあり、所謂精神修養なるものは人心の諸作用をして調和的發展をなさしむるにあり。然るに近時の科學的研究は狭小なる範圍の現象につきて、精緻なる檢數研鑽をなすにあるが故に、人心をして偏畸ならしむる傾向を有し、實際生活に於ける分業制度の發展は益、人人を此の方向に馳り、此趨勢を増長せしむる虞あるが故に、宇宙の統一的研究なる哲學及び人間と人格的實在との直接交渉を論ずる宗教の如きは、大に之を補正する力あるべし。故に哲學、宗教の研究は倫理學の理論的研究と相俟つて必要なるのみならず、又た實際に於て善を行ひ、徳を積むの助となるべきものなり。之と共に文學、美術の趣味も亦た人心を普遍ならしめ、恢弘ならしめ、徳の養成に效あるなり。されど上來述ぶる所は此等の研究及び趣味が徳行を援助する所ありといふのみ。此等の研究が直に義務を教へ、徳をなすといふにはあらず。哲學者、宗教家、文學

者、美術家の如き、専門家としては皆之れ特殊的微細なる研究に従事せる人にして、各自其専門に偏畸せる人たるを免れず、其道德的行爲に於て必ずしも他の業務の人に勝れりと云ふこと能はざるなり、此等の研究趣味に繫縛せられずして、之を利導する事は各自の達識明眼に俟つべきなり。孔子曰く、人能弘道、非道弘人(論語、卷八、衛靈公第十五)、是の謂なり。

倫理學輯要 終

大正二年十月五日印刷
大正二年十月十日發行

(定價金六拾錢)

著作者 岡野義三郎

印刷兼發行者 柏佐一郎
大阪市東區淡路町四丁目四十二番地

發行者 大葉久吉
東京市日本橋區本石町三丁目十七番地

印刷所 岩井龜次郎
大阪市四區阿波羅中通一丁目二七一番地

不許複製

發行所

大阪市東區
淡路町四丁目
振替口座大阪四三番
電話長本局四三番

大阪寶文館

發行所

東京市日本橋區
本石町三丁目
振替口座東京二八〇番
電話長本局貳參番

東京寶文館

327
1524

終

